

平成26年7月30日

第13回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第13回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成26年7月30日（水曜日）午前10時開会

出席委員（17名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	嶺岸淳一君	田中徳寿君
	香取嗣雄君	阿部かほる君
	西村勝男君	菊地進君
	志子田吉晃君	伊藤栄一君
	佐藤英治君	高橋卓也君
	小野絹子君	伊勢由典君
	曾我ミヨ君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	神谷統君	市民総務部理事兼政策調整監	福田文弘君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長	荒井敏明君	水道部長	佐藤信彦君
市民総務部次長兼総務課長	高橋敏也君	産業環境部次長兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長兼土木課長	赤間忠良君	震災復興推進局次長兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監	鈴木正信君	環境課長	菊池有司君
都市計画課長	阿部光浩君	下水道課長	佐藤寛之君
政策課長	川村淳君	財政課長	阿部徳和君

総務課長補佐 武田 光由 君

事務局出席職員氏名

事務局 長	安藤 英治 君	事務局 次長 兼 庶務 係長	佐藤 志津子 君
庶務 係長	鈴木 忠一 君		

会議に付した事件

2. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

なお、本日はクールビズといたしますので、上着の着用・ネクタイはお取りいただいても結構でございます。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

付議事件2. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況についてを調査内容といたします。

当局より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。内形副市長。

○内形副市長 5月7日に開催されました第12回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会でご要求のございました資料につきましては、同調査特別委員会資料（その11）として取りまとめ、去る7月18日に各委員にご配付させていただいておりますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

○志賀委員長 それでは、当局より今回提出されました資料について説明をお願いいたします。小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 それでは、本日配付いたしました東日本大震災復旧・復興調査特別委員会資料（その11）につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、前回5月7日の委員会におきまして資料要求のございました島民給与関係の資料、平成24年1月分につきまして、旧塩釜市災害復旧連絡協議会事務局へ資料提出を依頼し、提出いただいたのが表紙にございます資料の1番から3番までのものでございます。1枚目が野々島分、2枚目が桂島分、3枚目が寒風沢分の島民給与に係る出勤簿でございます。

次に4ページ目、4番になりますけれども浦戸地区危険建物解体物件の一覧と、5番目としまして同じく浦戸地区危険建物支出状況の一覧でございます。こちらの2点につきましては、前回の特別委員会において浦戸の危険建物の全体の件数や支出状況についての内容に触れる質問が多かったので、委員会審議を深めていただくために提出をさせていただくものでございます。

内容をご説明申し上げます。4ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは、浦戸地区における危険建物の解体を災害復旧連絡協議会に委託した件数の一覧となっております。表の左側から件数の通し番号、次が解体依頼書の受理番号、そして請負金額、解体場所、それに業務報告書によります完了年月日、そして一番右側には履行確認後支出手続を行い、災害復旧連絡協議会に支払った年月日を記載しております。

5ページをお開き願いたいと思います。5ページ表の中ほど、欄が少し大きくなっております83番から7ページの上の表の最後の102番までが、複数件を一括処理させていただいたものでございます。二重丸並びに黒丸を付しております。それらの黒丸の付してあります受理番号で処理をさせていただいておるものでございます。

例えば5ページの83番でございますけれども、83番の二重丸「浦-000019」の下の欄、「環-000209」から1番として順次番号を振っておりますが、こちらは一括処理にぶら下がっている受理番号の件数として表記したものでございます。7ページの上の表の最後のところで102件となりますけれども、まとめられた件数は別に今申し上げた1番からずっといきますと、7ページ目の72番までということで72件となっております。

最後に7ページの下半分の表でございますけれども、ただいまご説明申し上げました上の表の右側の欄にあります支払年月日について、これを支払年月日ごとにまとめたものでございます。1番から13番までございますが、支払年月日ごとに支払件数、そしてその日に支払った合計金額ということで記載させていただいておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○志賀委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言の一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。なお質疑の際には、資料名称、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田委員 では、私のほうから早速質問をさせていただきます。

今回の特別委員会、13回目になります。回数も多いんですが、資料も多い。今ちょっと資料貸し出しをしているものですから、これから七、八センチメートル高くなると。ですから、約30センチメートルくらいの高さになる。これだけの膨大な量で、いわゆる仕事の量もそうですが範囲も広いと。それだけ、今まで12回審議をしてきましたけれども、問題もあるとい

うふうには私は思っております。

まずは、連絡協議会に今回の仕事を市は発注しているわけですが、その中では仕事の割り振りやらの問題もありますし、いろいろ資料を見てもみますとこの連絡協議会の幹部の人たち5社で、ほぼ6割くらいを受注しているといえますか仕事をこなしております。30社以上ある協議会の中で、約5社で約6割方占めているわけですから、かなり偏りがあるんだろうなというふうには私は、これは誰しも市民がわかるころではないかなというふうに思います。

それから、その連絡協議会でいわゆる仕事の割り振りやら連絡調整だと思んですが、その中で島民給与、島民の雇入れ、それも半分くらいでしたっけ、行っていると。本来調整だけで必要なはずが、島民の人夫の雇入れ、そしてそれで支払いもしているというところもありますよね。それから、そのほかの細々といえますか大きな問題としては、有価物は誰しも家には、当然どの家もアルミやら必ずステンレスもあると思うんですね。本土側はステンレスがある程度出ておりますけれども、島関係はステンレスが全然出てこない。そして、最終段階では一切ステンレス、アルミ、それから銅、一切出てこないというそういう問題もあります。

それから、危険家屋解体についても、一件一件じゃなくて数件まとめて処理されている。その数件の処理の中の内訳が、業者が違う。業者が一緒だったらある程度話もわかるんだけど、業者が違う。それから、すぐ隣の隣地であれば納得もできるものが、島も違う。中には、その島が寒風沢、野々島、桂島と分散している。誰が考えてもおかしいと、なぜそんなことをしないといけなかったのかという問題も浮かんできますよね。挙げるときりがないわけですが、私はやはりこの協議会を経由してやっていただいているわけですから、そのままお願いして終わりというのはおかしいと思うんですね。

そして、あとはその協議会の中でもやはりある程度仕事が分担されているわけですが、解体やら何やらですね。実際、人夫さん何人使ったのか、何日間でやったのか、それから重機は使ったのか、使わないのか、どれだけ使ったのか、そういったものが普通はみんな上がっているはずですよ、日報。普通は日報っていうんでしょうか、そして請求の中にはその裏付けとしてそのコピーを出されるというふうには私は思うんです。私も公務関係を長くやったので、それが通常かなというふうに思いますよね。それと自分が管理している、監督として現場を見て、チェックをして、それが正規のものなのか正しいものなのか、それで検証

する、検収する、それが通常ではないかと。そして、協議会から市に上がってくるものについても、ある程度の裏付けのものが全部上がってくると、資料が。それが市の職員が現場もある程度確認をし、都度いろいろ報告をもらっているんでしょから、それと照らし合わせて正規なものかどうかをチェックして検収をしていると、私は思っているんですよ。

そういったなされた中で、先ほどいったような数々の問題が上がってきていると。もう、どう考えても、どなたが考えても、市民が仕事をいわゆる公務関係やらそういった業者関係、建築関係の仕事の運びやらわからなくても、一般市民はそういうふうに私は考えるのではないかなと思うんですが、これはやっぱり協議会をきちんと監督しなかった市の責任ではないかというふうに私は思うんですが、まずこの市の監督責任、管理責任、これはどういうふうに判断されているのか。責任は一切ないというふうに思っていらっしゃるのか。「ああ、一部あった」とか、そういうあれなのか。その責任問題、私はこの全体の責任は全部市の管理責任にあると考えるわけですけども、それについてご回答願いたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今回の瓦れき処分等についての管理責任というご質問でありましたので、総括的な立場にあります私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、なぜこういう形態をとったかということについては、十数回の中でのるご説明をさせていただいてまいりました。もともとありました建設協議会ともう一つの団体が、発災後直ちに塩竈市の建設関係業界挙げて復旧・復興と一緒にになって取り組みをさせていただきたいという要請がありまして、それらを受けて新たな組織を立ち上げたということについては、るご説明をさせていただきました。

当然のことではありますが、我々は発注者であります。当然発注者責任ということについては、これはしっかりと果たしていかなければならない。一方では、受注された方々がそういった仕事をどう進めるかということについては、協議会の中に例えば役員の方々を選出されて、いろいろ議論をされたものというふうに考えております。そういった中で受注者の責任の番いの中で、そういった工事が進められたというふうにまず認識をいたしております。ただそういった中で、どうも仕事の受注状況に不釣り合いがあるのではないかなというようなお話等々もいただきました。そういったことを受けまして、私どものほうから協議会のほうに「どういった態勢で、どのような工事が行われているのか」ということ等についても確認をさせていただきました。

また、協議会の中の運営が具体的にどう行われたかということについては、これは我々が直接中に入れたい分野でありますので、この特別委員会の中でも参考人を招致されて、委員の皆さん方からそれぞれ状況は確認をいただいたものと思っております。我々は、発注したものが適正に執行されたかどうかということについては、確認をする義務がございますので、そういったことについて確認をいたしまして、支出・負担行為を行ってまいったということについても、この特別委員会の中でご報告をさせていただきました。その中で、今委員から「なぜ、3つなり4つくらいの解体工事を1つにまとめたのか」というご質問でありました。このことについても、浦戸という非常に大きな地域が被災を受けた中で、一方では申請期日が限られている工事でありました。最終的には、この期日まで申請をしなければ公的な費用で解体ができないというものがございましたので、そういった締め切りに向けまして島民の方々には最大限早く申請を上げていただきたいというお願いをさせていただいてまいりましたが、島民の方も大きな被災を受けた中でなかなか全ての申請の書類がまとまらなかったという中で、残された方々を一くくりにしてまずは申請をさせていただくという手続をとらせていただいたということについては、担当のほうからもご説明をさせていただいたところがございます。

また、金属スクラップについても、委員のほうからは「こういったものが含まれておったはずであります、そういったものが一切出てこない」ということについては、混合スクラップという形で処理をさせていただき、なおかつ被災地の中で大半がそういった形で処理するというので取り組ませていただき、単価等についても県のほうから標準的な単価をお示しいただき、そういったものを活用させていただきまして、より適正化に努めさせていただいたということについては、特別委員会の中でも再三再四ご説明をさせていただいてまいったところでもあります。

今、最後に「責任は」という話でありました。最終的な責任は、当然のことではありますが執行者であります塩竈市長であります。ただ、それぞれの現場におきまして支出負担を行う上での金額の確認でありますとか、あるいは施工の確認等についてはそれぞれの部署でしっかりと取り組ませていただいたものと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、仕事が適正になされたものかどうかをチェックしているという回答が

一つありましたね。そうすると、それなりの裏付けとなるものは出されていると思うんですが、そういったものを私たちのところに提示はできるのかと、これがみんなそうなのかと。実際普通、先ほど話したように作業上大きな書類としてはそうかもしれないけれども、それを裏付ける細々とした、いわゆる先ほどの立法的なものとかが来るのではないかと私は思うんですね。写真ですか、何か写真というような話もありましたが、写真も解体についてはないものもありますよね、随分ね。ですから、それを適正にやったとは、私は言いがたいのではないのかなというふうに思うんですよ。

そして、次に話がちょっと移って危険家屋解体の話になりましたが、そうすると私はあのデータを見て、いろいろ見るといわゆる島ごとに危険家屋解体をしていると。それを指示しているのが連絡協議会の事務局であって、上がってきたものを一つ一つまとめたのは協議会の事務局がまとめたというふうに考えるのが自然じゃないかなと私は思うんですよ。それが上がったやつを、市当局としては「そのまま認めた」というのは表現悪いですけども、先ほど言われたような理由づけで一応はまとめたのかなというふうに思うんですが、これはそうすると先ほどの発言だと、これから市のいわゆる指示で協議会経由で危険家屋もみんなまとめて処理してきたと、まとめてですね。そういう考え方でよろしいですか、それについては。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 取りまとめ等については、後ほど担当の部長から詳細をご説明させていただきます。

ただ1点、認識を共通するためにご説明をさせていただきたいと思いますが、例えばコンクリートのビルを解体するというときに、我々は標準的な委託で発注をいたします。一般的に「こういう機械を使って、大体これくらいの人数がかかって、これくらいの重機を用意しなければならないだろう」ということで、我々は標準的な委託設計を組みます。それに対して、例えば業者の方々は我々の発注した内容と全く同じものでやるという方々もおられますが、例えば「うちのほうではもっと大きい機械があるから、あいている機械を持って、そういう機械でやります」とか、あるいは人員等についても我々が発注上計上した人員よりも余計かけているケースもあるかもしれませんし、またはさまざまな手法を活用して発注した人数よりも少ない人数で委託工事を施工されるというのは、これはあり得ると思います。

それを、私どもが発注した内容と寸分たがわぬ形で現場を施工されるかと言われますと、それは違うということはぜひご理解いただきたいと思います。我々は、あくまでも標準的なと

いう形で設計を組んでおりますので、そういった形で施工させていただいております。当然のことではありますが、業者の方々からは施工計画書というものが出されます。その中で、発注設計と若干違う機種でありますとか、違う材料を使われる部分については、事前にそういったことを確認しながらやらせていただき、最終的には今申し上げましたコンクリートのビルが現場から解体されるという状況を確認させていただくということでもあります。

なお、今特別委員会の中でも、委託については工事日誌というのは義務づけがないということについては、受注者の方々からもお話があったかと思いますが、我々は折に触れまして現場を確認させていただきながら、最終的には撤去されたということを行履行確認という形で確認をし、支出負担行為をさせていただいているということでございます。その内容が、先ほどお渡ししました資料の7ページに全体像としてお示しをさせていただいているところであります。

なお、組み合わせをした部分については、担当のほうからご説明をさせていただきます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 日報的な、委託ですから必要ないという話ですが、業者の中では協議会へ出す義務はあるのではないかと私は思うんですね。そんな意味では、全部ないとかいうのはおかしいと。実際、この間の参考人で東華建設の社長さんは、「日報出していますよ」という話もちろんとされていました。

そして次に、ちょっと話を時間もないんで移らせていただきますが、有価物について戻りますけれども。誰が考えても、何度も言っているんですが、アルミ、それから電灯線に銅はあると。流しにもステンレスが使われている、ほとんどが。いまだタイル張りの流しでというようなことは、まずほとんどないのではないかと思います。その中で、分別して運んだという業者の方もこの間参考人で述べてもらいましたし、写真も提示をいただきました。全部が全部そうではなかったにしろ、大半がそうであったと私は思うんですね。あの方の話をしますと、「分別しなかったら、受け入れてもらえなかった」という話もしておりますし、もう100%近いくらいはそういった処理でアルミはアルミ、まあ銅があったのかどうか、あったはずだと思うんですが銅、それからスクラップ類と鉄関係ですか、そういったものは全部分けて持っていかれていると。

今回、この間最終的にはそれを青南商事さんが運んで、分別された数量が全部細かく出ているわけですね、本当に細かく。その中で銅、アルミが全然出てこない。これはどうしてもお

かしいという話になるわけですが。この間のその回答では、今までの回答では、「混合スクラップとして処理をしているので」という回答なんですね。いわゆる「混合スクラップ」というのは、ここに鉄がある、銅がある、ステンレスがある、その他何か金属類があると。これを全部、一般的な家庭のいわゆる解体であれば割合的にこういったものがあるというのは算定されていて、それを混合スクラップとして何ぼということに契約されていると。その契約の形が混合スクラップということなんですね。いわゆる全部ごちゃ混ぜになったやつを持って行って、ごちゃ混ぜで持って行って、青南に持って行ってというわけじゃないんですよ。これは、誰が考えてもおかしい話で、わざわざじゃあ分別されて持っていったやつを、みんな今度一緒に混ぜるのかなという、そんなばかなことはしっこないですよ。

このなくなっていることについて、私の発言に問題があるのでしょうか。どう考えても、別経路ないしは出されていないと、業者が持っていったと判断するわけですけれども、それについて明確な回答をちょっとお願いします。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 このことについても、越の浦の処分場を担当された方が委員のご質問にお答えされておったかと思えます。確かに一部分別をして処分場に運んでいただいた方々には敬意を表するところではありますが、ただあのときの説明は「越の浦という非常に狭いところで、コンクリートガラも木材もその他の部分もストックしなければならないので、金属くずは金属くずという形でストックをさせていただきました」というご説明をされておったかと思えます。我々は、そういったところに委託をさせていただきながら、そういった有価物をどうしたら適正に処理できるかということで、受注いただいた方とさまざまやりとりをさせていただきました。我々のほうからは、県全体といいますか県のほとんどが混合スクラップという形で処理をされているということも確認をさせていただき、これは塩竈だけが特殊な形でやったということではないわけでありますので、そこについてはぜひご理解をいただきたいと思えます。

なお、当然のことではありますが、搬入した金属くずを受け取られた方が分別をして、より付加価値の高いものにされるというのはこれは当たり前のことだと思っておりますが、そのためにまた新たな手間ひまがかかるわけでありますが、我々は1トン当たり幾らという形で混合スクラップという形で処理をさせていただいたということでもあります。したがって、今委員のほうからご質問いただいたように「ステンレスがなかったんじゃないか」「銅線が

なかったんじゃないのか」ということではなくて、混合スクラップの中に全てそういうものが含まれておったというふうに理解いたしているところでございます。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ですからね、中にはごちゃ混ぜのやつもあったでしょう。でも、分けているものも写真も提示されてあると、それで「どうしてないんだ」ということなんですよ。ですからこの間、先ほど市長が言われたことは私も聞いていて頭に入っています。でも、その回答やら私の話を聞いて、市としては全然不思議に思わないんですかということなんですよ。あるべきものが最終段階でないというのは、誰しもおかしいと思うんですけれども、おかしいと思わないんですかということをお聞きしているのです、その回答だけを手短かに、次の質問に移りたいと思いますので、お願いします。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私も越の浦の現場を見ております。スクラップをストックしている現場も見ております。確かに搬入された方々が分別して持参されたということではありますが、じゃあそれをそのまま金属スクラップを処理業者の方々に持っていくかということではないわけでありまして、一定期間そこにストックをするわけでありましてよね。そのときには、越の浦の処分場を担当された業者の方が「もう一緒にして、ストックせざるを得ないスペースしかなかった」ということをご説明されておったかと思いますが、でありますから我々としてはそれを踏まえて混合スクラップという形で処理をさせていただくということで、ご説明をさせていただいたところでございます。

○志賀委員長 不思議に思うか思わないかだけ、お答えください。佐藤市長。

○佐藤市長 現場の状況を考えれば、私はそういう状況だったというふうに思っております。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そういう状況というのは、私が思っている状況と一緒にのかなと思うんですけれども、いろいろ高度な機械でもあって、そのものをポンと消しちゃったり蒸発させるとかね、そんなことができるなら別として、普通金属焼いてもかなり高温とかでない限りは大体残るものであって、それがなくなっているのはおかしいんじゃないのと、誰考えたっておかしいですよ、これ。その現場を見たら、なおさらおかしいんじゃないかと私は思うんですけれど

も。これを論議していても、もう時間があとほんの数分しかないのでやめますけれども。

テレビを見ている人は、ケーブルテレビ、それからマリネットを聞いている市民の方は誰も「そうだよな。家にアルミやら何やら、ステンレスもあったのに、銅も電灯線にあるよな。そいつが最終段階でなくなっているのは、何だよ」と、そういうことですよ。まあ、いいですから、もうこれについてはね。

それで、今までのあれは協議会に全部発注して、いわゆる発注者の責任だということはさきに述べました。そして、その適正に管理されていると言っていました。その管理はいろいろあるのかもしれないけれども、その協議会の中での協議会がいろいろ業者の人たちに発注している、連絡調整していると。その中で多分日報、この間は東華建設さんは上げていると言っていました。多分、協議会にはみんな上げているんだろうと。通常そういう作業でなかったら、何で検収するのということになりますから、裏付けは日報だと思うんですよ。それを、いわゆる発注者側である市が連絡協議会のほうにその日報を、証拠書類を提出するようにやっていただけないかなと。我々がそういう疑問を持っているんですから、疑問を払拭する意味で出させるのが普通ではないかと、私は一つは思うんですね。

今裁判にもなっていますけれども、これを全部解明するには、簡単なのは通帳を上げてもらえばいいんですけれども、我々そういった権限もないと。日報くらい、何とかお願いして上げてもらうのかなというふうに思いますね。ここで、やはり「私たちはちゃんとやってきたんだ」ということであれば、そういう回答で一点張りであるのであれば、私たちは私たちで私たちの調査の範囲はこのくらいであって、これを踏み込んできちんと検証するとなると次の段階に進まなければ解明はできないのではないかと、検証できないのではないかとというふうに思うんですが。

先ほど言った日報的なものは出していただけますか、出せないんですか、その業者の協議会に上げたものを。それを回答いただいて、終わりにします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 この日報につきましては、さきの調査特別委員会で千葉鳶さん初め協議会の参考人の方々が申し上げてきたとおり日報的なもの、あるいはどなたかは野帳とかレベルブックとか、そういった形でとにかく報告を協議会のほうに上げて、数と数量を協議会事務局に報告しているということでございます。我々といたしましては、市のほうとしては協議会のほうに、協議会というものに業務を委託しておりますので、そういった中で協議

会から提出されたまとまった日報を確認しているというような状況でございます。

ただ、あと先ほど日報のあるなしということについては、調査特別委員会の中でも参考人の方々、「事務局の方が取りまとめた段階で、膨大な量になるので手元に残っていない」というようなご回答を申し上げたと思いますので、ご理解願います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、主に今回出された（その11）と、5月7日に出された浦戸地区の被災建物解体の運搬支援事業ですか、委託関連附属資料というのが出されておりましたので、それらを中心に質疑を行いたいと思います。

その見出し、別冊のほうでは102件というのが表記されております。そこで、ページ数から言いますと4ページのところ、内訳ですが「環－000289」と、これは桂島の分が表記されております。それで、そのページが4ページから6ページ、7ページ、8ページまでありまして、後ろに地図が載っていると。それで、後ろのほうは建物解体の依頼と同意書というものがあまして、次に家屋解体の撤去現場の確認、図面でしょうね、図面、平米当たり、そして法務局。並びに罹災証明の写しが添付されていると。あとは関連する資料ですので、その辺になります。

そこで、これ全部一通り見させていただいたんですが、例えば「000166」と、桂島のところで言いますと132.09平方メートルなんですが、これが実は罹災証明願いのと比較で言う「流出」になっています。それから、4ページの同じ「本－000364寒風沢」344.58平方メートルも、これも流出ということで罹災証明願いのところで「流出」だというのが書かれております。そのほか流出したのは、6ページのところで「本－000061桂島」、これも99.14平方メートルで「流出」。それから「本－000495桂島」69.41平方メートルで「流出」。それから、同じ6ページの「本－00696の寒風沢」で162.82平方メートルで「流出」。そして次のページ7ページのところで、上のほうの段のところで言いますと「浦－000038野々島」258.15平方メートル、「流出」、それから石浜の分で7ページの一番下段の表の「本－000265・寒風沢」、「流出」。それから、8ページのところで「本－000053桂島」「流出」と。そして、下のほうの下段の寒風沢ですね、これね。寒風沢の「本－000249」、それから「本－000298・寒風沢」、これも平米で言うと「本－000249」は436.5平方メートル、並びに「本－000298の寒風沢」も152.1平方メートルということで、こちらの表と比較すると、ざっと流出したものが10

件くらいですかね。10件くらいだと思いますが、それらが全部流出されているにもかかわらず、申請書を見ますと解体申請をしていると。中には、罹災証明のところで流出をしている方は「もう土台しかありません」と、こういうことも書かれているんですね。そうしますと流出した物件、建物がなぜ解体としてのいわば申請や、あるいはそれを業務として上げているのか、その辺をちょっと確認させていただきます。ちょっとわかりませんので、なぜそういうことになっているのか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 まず、ここに載せてある物件につきましては、島民の方から解体の依頼書が出ているものに基づいて取り扱いを行わせていただいております。今お話のあったとおり、罹災証明で流出ということでもございましたけれども、例えば現実的に敷地から離れてちょっと流れていったようなものにつきましても、形が残っているものにつきましては所有者を当然特定して、突き合わせといいますか特定しながら調査解体を行っているとの協議会の報告は受けているところでございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 罹災証明の中で流出というふうにならなくて、事実上ほぼないと。流出というのは、例えば建物が海の近くにありましたら、それが海に流れていると。あるいは、巨大なエネルギーを持つ津波によって、根こそぎなくなっていると。そうすると、普通は解体ではなくて、それは例えば運搬・搬送になるんじゃないでしょうか、周辺から持って行って。そういうふうな取り扱いになりませんか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 先ほども申し上げたとおり、調査に行って現地で形が残っているものにつきましては、解体のほうで取り扱いをさせていただくということでお話をいたしましたけれども、当然そういった場合につきましては形が残っているということですので、所有者の方の申請、解体の依頼書なんかでも必ず要望事項として「解体の際には立ち合わせてほしい」とか、「中に大事なものもあります」というようなことで、必ずそのような確認をさせていただきながら解体として行っているということでもございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 解体ということを聞いたんじゃないかと、「流出したものが、なぜ解体の申請や手続に移っているんですか」ということなんです、私聞いているのは。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 流出ということになってはいますが、我々環境課といたしましては解体依頼書に基づいて現地を確認して、形が残っているというところでは「危険建物解体」で行っているということで、ご説明申し上げました。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 課長さんの答えで言うと、なかなか私は納得しませんね。解体した物件、既に流出した物件について「危険建物解体」というふうにすること自身が、なかなか私自身は違うんじゃないのかなと。本来は、もうそれは瓦れき処理の対象になるんじゃないのかと。見ますと、図面もついているんだよね、図面も。

まず最初から言うと、11、12ページ見るとちゃんと図面載っているんです。これは流出ではありませんけれども、ほとんど流出しているという証明のところでは、図面が残っているんですね。例えば「本-00060」のところも流出になっているけれども、図面はほとんど残っている。じゃあ、何でその図面をわざわざつけたのかということになりませんか。だって、建物というのは全部法務局に届けてあって、あるいは固定資産の税の評価台帳にあって、平米は大体ちゃんと法的には全部登録されていますね。恐らくそれに基づいて面積等は計算、いろいろ測量するんですが、流出だとすると恐らくそういう図面はなくなるんじゃないのかなと。事実上流出して瓦れき処理として対処せざるを得ないんじゃないかなと思うんですが、その辺のなぜこういうふうに分面積までつけているのか。解体の面積があるということは建物そのものが、いわば図面上つけているわけですから建物が存在しているという、「流出しながら存在している」という形にならざるを得ないんじゃないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 当時の浦戸の状況で、被災を受けられた方につきましては例えば仮設住居に入るとか、いろいろさまざまな公的な支援を受けるということで、罹災証明のほうはまず取っていただいているかと思います。それと、また同時に流出並びに解体が必要な場合であっても、一応基本的には大体どの方も区長さん通じて解体申請というものを出示していただいております。そういった中で、実際に流出として瓦れきのほうで処分すべきなのか、あるいは解体として処分すべきなのかというのは、それぞれ現場に赴いて、あるいは調査に基づいてそれを判断して、例えば罹災証明上はちょっと流出というものであったとしても、例えば

それが場所がちょっとずれて、そこですっかり堅牢な建物として残っていなくても、傾いていたりつぶれていたりということであっても、それは解体のほうがふさわしいだろうと。例えば、そのときに中にあるものを確認したりとか、そういったことがあれば解体のほうがふさわしいだろう。あるいは、手数も一定程度そういった形で、ほぐしながら解体しなきゃならないだろうというものについては、解体側のほうで処理させていただいたということなので、こちらの書類につづってあるものについては、基本的にはそういった判断を私どもでさせていただいて、この解体ということ処理をさせていただいております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 傾いているということになると、それは大規模半壊ないしは全壊ということなんじゃないでしょうか。家の形としては残っているけれども、半壊の方が私も近くにおりますけれども、半壊だと例えば地盤によって傾いちゃっているとか、あるいは先ほど言った「傾いている」ということになると、私は大規模半壊ないしは全壊ですよ。流出というのは、明らかに流されたという意味を指すと思うんです、流出と明確に書いていますから。そうすると、部長がおっしゃったような関係は成り立たないんじゃないか。現場での確認で傾いていたり、現場で解体の関係について申請をしているということになると、じゃあそれは流出したのも一切そういうものとして対処していたんでしょうか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 罹災証明願いの中で、罹災状況の程度として流出、こっち全壊とか、そういった書き方されているものがありますが、ちょっと私先ほど説明したものを個々に当たっていくとどうかという部分はあるかと思えますけれども、そういった形で当時判断していたということでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私見た形ですと確認すると、ほとんど流出なんですよ、流出なんです。跡形もないというのがほとんど表記でして、例えば「本-000364」、ここちょっと見ると中のほうのページめくると「流出」「全壊」、寒風沢なんですね。ですから、流出そのものについてほとんど見ますと、いろいろちょっとメモで拾ったものを見ると、例えば「本-000061」というのがあって、罹災証明の表記は流出のみなんです。全壊とか大規模半壊、あるいは一致という話をしましたけれども、ありません、そういうものが。中には全壊というのが付記されていることはあります。さっき言った2件くらいでしょうかね、合計すると。

それはそれであるかもしれませんが、やっぱり流出は流出なんです、流れ去った。流れ去ったものについて、なぜ瓦れき処理としていないのか。普通は建物解体について必要な、流出ならば流出に合ったそういった瓦れき処理になっていくんではないかと思うんです。それが私どもは疑問だし、なぜこういう履行確認も含めて提出したのかということなんです、一番お聞きしたいのは。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 流出ということで、罹災証明の様式もそれぞれいろいろ違っているようでございますけれども、全壊ということで最終的な取り扱いをしているようでございます。ただ繰り返しになりますけれども、我々としましてはそれぞれ解体依頼書に基づいて形が残っているもの、流出となっても現地で確認してちょっと離れた場所にあってもそういったものが残っているもの、例えば別冊の分厚い資料の213ページでありますとか、こういったところでは解体依頼書の中で立ち会いを希望したいとか、そういったいろいろな形でこのような内容を書いているような状況がございます。

そのようなことで、建物の中の財産を確認したいということではちょっと瓦れき処理というわけにはいきませんので、そこは丁寧な解体の中で処理をさせていただいたということでご理解をお願いします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私も読ませていただきました。貴重なものがあるということで、それは家族にとっては、被災者にとってはやっぱり心情的に壊す前に持ち出したいと、それは当然だと思います。それは私もそのとおりだなというふうに思いますが、ただ先ほどから言われているように現地確認までしたわけでしょう。全壊で流出という部分も、2カ所ほど罹災証明のところで見当たっていて、現地確認をした、残った。そうすると残ったことについて、先ほど217ページと言いましたけれども、なぜ残ったのか。これ、ほとんど例えば津波で全壊ですよ。津波で全壊ということは、流出も含めて津波全壊で例えば217ページのところで言うと、罹災証明ね、「平成23年3月24日」、いろいろ桂島って書いていて、「住宅、罹災物件、罹災状況、程度、津波による流出、全壊」ですよ。これは明らかに全壊、もうほとんどない、壊れてしまった。おまけに津波による流出ということになると、これは物件そのものがないということになるんじゃないですか。いや、残るのは土台かもしれません。それは残るでしょうね、それぞれの土地所有者の関係ですから。その辺なんですよ。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ちょっと私も細かい数字は覚えていない部分もあるんですけども、例えば一定程度の浸水の高さがあった場合には、全壊という形で処理されている分があると思うんですけども、そういった中で流出もあり、そういったことでもう全壊と認めたほうがいいだろうという判断で全壊になっているというケースもあるかと思います。そういったものと、あと現場の調査をして、こういった形で対応させていただいているということでご理解いただければと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 どうも、この問題もこちらの議会側・特別委員会の側と、市の対応の中では同じ並行線ですよ。先ほど、混合スクラップとして対処したとの鎌田委員の質問に対して、市当局はやはり「混合です」と。そうすると、流れとしては結局同じですよ。流出並びに全壊、「いや、これは現地調査をした上でこういう図面をつくって」ということなんだけれども、誰が考えても流出したものは流出なんじゃないですか。海に流されて、もう既に建物は跡形もないと、こういうふうに考えられませんか。事務方なんで、こちらは文書を受け取っていく関係でしょう。そうすると問題は、罹災証明願いはまずそれは正式に佐藤市長名で出されているんですから、そうすると現場で出した側の責任というものが出てきますよね。つまり携わった協議会の、どこの業者さんかわかりませんが、例えばそういうところでの提出の仕方がおかしいんじゃないかということになりはしませんかね。

○志賀委員長 質問のポイントをもう1回、済みません。

○伊勢委員 じゃあ、つまり例えば一例ね。先ほど津波による流出、全壊と217ページに書いています。罹災証明が出されています。これは、まあ市のほうの担当に出された。請け負っているのは協議会の方々ですから、現場でのつまり現地確認をしているわけですよ。そうすると、結局この市に上げていく関係からいうと、その後同意書も添付されているようですが、添付して同意されているようですが、協議会自身の中でこういった流出について、なぜこう流出の対象で物件を申請しているのか、その辺がわからない。市のほうの受けとめ方としては、「現場から上がったから、そうでしょう」という話なんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっと、まず罹災証明のほうの判断ですけども、流出ですけども、流出というのは本当に跡形もなく瓦れきとなったものが流出というような形だけで認

定されて、基礎からずれて敷地から出たものも全壊とか、あとは1階天井あたりまで浸水、1.5メートルでしたでしょうか、そのような形で建物が残っていても、その場で建物が残っていてもそれも全壊扱いで理解証明等を出しておりますので、罹災証明の流出そのものが全部建物全くないというような証明にはなっていないというふうに、我々のほうでは認識しております。

あと、今いろいろそういった「なぜ解体依頼がそういった形で出されるのか」というお尋ねでございましたけれども、先ほど部長のほうも説明したとおり浦戸の島民の方々が大きな被害を受けた中で、当然市のほうにいろいろな相談や支援を求める際に、建物解体も当然公費でやってもらえるということになりますので、そういった形でとにかくいろいろな申請書類を出しましょうということになったということが、思慮されるところでございます。そういった中で解体依頼書という形で島民の方々から申請書が出まして、現地に行ったところやはり建物がさっき言った形が残っているということではなくて、全く残っていないものもございました、確認の中で。そういったものは建物解体という形で処理はしないで、瓦れきのほうで処理をさせていただくということで、申請者のほうにもそういったご説明をして処理をしているものもあるということで、解体依頼書としてまず受け付けはしましたけれども、解体では処理をしないと。本当に建物がなくてできないようなものもあったというのがありますので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど建物によって瓦れきという話でしたけれども、しかし出された資料は「被災建物解体運搬支援事業」なんですよ。ご承知のようにこの関係でいうと、表記は「建物解体」なんです。「浦戸地区被災建物等解体運搬支援事業」の委託関連附属資料。ですから、残ったものがあつたけれども、結局さっきの課長の答弁だと「いや、それは解体」。残ったものもあるでしょうが、結局対処としては流出も解体の対象にしてしまったのではないかと、こういうふうにはしか考えられないんです。実際に出た資料と突き合わせすると、そうなっちゃうんです。いかがなものでしょう。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 済みません、ちょっと取りまとめて、これまでのことも含めて答弁させていただきたいんですが、罹災証明の中の全壊というのは、浸水1.5メートル以上でまず全壊という表記になりますし、流出といった場合も粉々になって流れてしまったものばかりではな

く、基礎からずれたようなものも流出という取り扱いをしているということが、まず1点ございます。そうした中で、先ほども申したように危険建物の解体の申請、依頼書というのはほとんどすべからず皆さんから出していただいております、その中で解体として仕分けすべきだというものについては、今委員取り扱っておりますこの間の5月7日の資料、(その10)の資料の別冊のほうに書かれているものは、解体として取り扱いをさせていただいているものでございます。

こちらに載っていないもの、例えば解体の申請はいただきましたが、その後申請を取り下げたような方ももちろんいらっしゃいますが、それ以外に解体としてやるべきではなく、瓦れきのほうで処理すべきだというものについては瓦れきのほうで処理させていただいておりますので、申請書そのものはございますけれども、この解体のほうに添付はしていないというような形になってございます。そういった瓦れき処理について、塩竈市として浦戸地区の部分について、9,786万円の23年度の支出の瓦れき撤去というものをやっております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、この別冊の102件以外のところで、先ほど言った瓦れき処理を行った解体以外の流出したもので、瓦れき処理として処理したものがこの中に、今流出の中に含まれているんですか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 済みません。こちらの罹災証明の表記とはまた別に、私どもとして解体ということで判断して解体で処理したものについては、この処理に入っているということでございます。よろしいでしょうか。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 処理しないもの以外の資料はあるのかということなんです。簡単に言うと、そういうこと。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 じゃあ、先ほどからちょっと何度も繰り返しの質疑になっているんですが、やっぱり処理されたもの、先ほど言ったように全壊、しかしそれ以外の処理をしたものについて、

ぜひこれは提出していただければと。どういうものか私たちはわかりませんので、この資料だけでは判断つきませんから、その辺はよろしくお願いをしたいというふうに思います。

あと時間も3分くらいでしょうかね。ということなんで、もしできれば、時間もさほどありませんから、今回出た（その11）のところでそれぞれ先ほど部長の説明がありました。それで、5ページのところから次のページのところで金額、例えば「浦-00019」ですか、これが今回出されたようなものなのかな、そうですかね。要するにその中で……、これだな。ごめんなさい、次の6ページのところで、ずっと議論されているところで、6ページのところで89から99のところで、先ほどからずっと議論していますけれども、流出した物件が結構あるんですね。そうすると、ここは全部一括していますよね、金額と平米ね。そうすると、流出したものはここでわかりますけれども、金額くらいは出るでしょう、これ、流出した物件の金額は、個別に出せるんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ここに、6ページの表ですと請負金額と書かれているものは、このそれぞれの件数をまとめた総合計ということになっておりますので、今伊勢委員おっしゃったそれぞれ個々の金額、精算による金額が出せるかということでございます。面積等、それぞれ別々に、当然我々説明しているとおり別々に解体申請依頼書が出て、それぞれ個別に依頼してそれで積算はしておりますので。ただ、今手元にはございませんので、計算してお出しするような形になろうかと思います。よろしくお願います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 これも一つの流出に関する大事な見極めのところですので、そのまま積算すれば出てくるということですから、私はその点についての資料請求をお願いしておきたいというふうに思います。

大体時間かな、じゃあ以上でまず終わらせていただきます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 おはようございます。私からも、何点か質問させていただきたいと思います。

それでは、2人の委員の方からいろいろ質疑あったと思うんですけれども、それできょうは第13回目ということで、前回の5月7日が第12回、そしてきょうが13回目です。その間裁判になるような、司法の問題になるような民事裁判として、6月5日に1件出まして、また7月25日に権利を求める訴訟というんですか、この2件目のほうの裁判になっているものにつ

いては、市側が訴えられているということでございますので、市のほうが裁判当事者ということになると思うんですね。1件目のほうは民・民のほうで、協議会の内部の役員さんの会社と、そうでない会員さんの権利の問題ということでございますので、それはそれとして民事の金銭的な問題だけで、そういう裁判だと。ところが7月25日に出されたのは市のほうが訴えられてございます。その件について、きょう13回目の特別委員会ですけれども、どのような市当局側の考え、それからこの委員会としても議員がこういう特別委員会で、議会というのは立法府でございます。そして、裁判になると司法権ということで、憲法でいう三権分立からいうと「司法」「立法」「行政」の三権分立はそれぞれ独立しております、例外規定を除いてそれ以上干渉できないことになっております。

それで、この特別委員会の立ち位置ですね。立場として、2件のこういう裁判としての事件が発生したということになると、どこまで特別委員会としては調査が可能なのか、その辺のところをまず整理しないと進めようがないと思うんですけれども。その辺、一番最初にこの特別委員会としての立ち位置、方向性、どの辺まで可能なのか、その辺のところ法律上問題ないのか。今2人の委員の方が、きょうの資料に基づいて例えば危険家屋解体、きょうの資料の一覧表とかで。このこと自体は、もうこの2番目の裁判の内容になっていると思うんですね。そうすると、この特別委員会でいろいろ調査していくということになると、訴えたほうと訴えられたほう、原告と被告ということでいえば、原告のほうに有利になるような調査をするか、被告に有利な調査をするかということになってしまうと、この特別委員会のやっている調査そのものが裁判に完全に影響してきますので、その辺のところは司法権の侵害に当たらないのかどうか。その辺のところの判断というのを、まず委員長からというわけにもいかないんで、議会の事務局としてはこの委員会のほうを、どういうふうに考えているか。

それから、裁判で訴えられた市当局としても、この訴えられたということについてどのようなご意見というか、今現在の現状認識をどのように考えられているか。あるいは、立法権と司法権の関係上こういう規制があるとか、何か市の当局側の相互の確認になるんでしょうかね。その辺のところ、おわかりになる方があったら、一度基本の整理をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしく申し上げます。

○志賀委員長 一応、それぞれ訴状の確認をしておりますので、その件についてはそれを確認して、法律的な専門家にその判断を仰ぐ以外ないと思いますので、この場でどうこうという

ことでは判断できないと思いますので、別の質問に変えてください。

○志子田委員　ということで、別な質問と言われましても、やっぱりこれは「そういうことができない」という規定があるとすれば、これは進められないことだし、そこをまず確認しないことには、進めようがないと。幾ら委員長言われても、それを確認したいと思います。

それと、今裁判の当事者になった市側の態度、新聞記事によると「訴状を見ていないので、コメントできません」ということでしたけれども、今もう訴状も見られてコメントできる状態ではないかと思うので、その辺お聞かせ願えればと思います。

この2点、よろしく願います。

○志賀委員長　内形副市長。

○内形副市長　お答え申し上げます。今お話ありましたように、まだ訴状が市のほうに届いておりませんので、いずれ裁判所のほうで訴えに対して受けるか受けないかという部分で、今判断をしているところかと思えます。受けた場合については、訴状がこちらのほうに届けられるということでございます。

ただ、我々も本当にマスコミ等の報道でしかわからない部分ありますので、今ここでどうこうというお答えはできませんが、発端となりました住民監査請求で監査委員のほうで判断されて受理しないということになれば、自治法上住民訴訟というふうにつながっていくんだろなというふうな部分では、我々はそういった部分でちょっと見ておりましたので、これから先ほど申し上げましたとおり、市として訴状が届いた場合については、しっかりとした対応をしてみたいと思っております。以上であります。

○志賀委員長　志子田委員。

○志子田委員　では、まだそういうことの裁判の具体的な影響力に入っていないから、きょうの委員会そのまま従来のとおり進めてもいいという、そういうことになってしまうのかなと、このままではね。そうでないという意見がございませんから。ということでは、いろいろ普通にきょうは質問できるのかなというふうに、私は今理解したところですけども。私の個人の意見としては、やっぱり議会はあくまでも立法府であるから、裁判になった司法権に関することについてのそういう調査とかそういうものは、どちらかの証拠になるということで。議会側から、立法府側から、そういうものは審議をすべきじゃない。1回その裁判の結果が出るまでは、ちょっと休会という形で進めるべきだと、私は個人的にはそういうふうに思います。ただ、それを規定する明確な法律文がないということであれば、きょうはある程度聞

けるのかなということで、せっかくいただいた質問時間ですので、中身に入ってちょっと質問して、聞きたいと思います。

それで、先ほどまでに鎌田委員、伊勢委員ときょうの資料せっかくいただいた、11番もらいましたからね、これについても聞いていますので、私もその中の4ページから書いてある浦戸の危険物の解体のことなんですけれどもね、全体的なことを聞きますね。

5ページから7ページにかけては、何件か合算して一括処理されたということでございます。それで、先ほどその一括するに当たっては、いろいろ何で一括したのかという理由づけのところでございますけれども、期日が迫っていたのでということもあったと思いますが、私はそういうことで一括は一括で、全部100件なら100件、流出家屋を流出家屋として100件全部一括してやりましたというなら、私はわかると思いますよ。ところがこの5ページから見ると、83番、84番、85番、ずっとこう見ると最高金額で901万2,000円が最高金額ですね、102番。そうすると、こういうふうには5件ないし4件まとめて1,000万円以上超さないとか、何千万円以上超さないということになると、この指示書は最終的にこの支払いとか全部の責任、この件に関して一つ一つの請け負いに出した1件1件のことの責任については、部長権限のところの判こで終わりですよ。

資料でいうと、前にもらった分厚い資料、11月27日に資料(その6)というやつもらって、そういう判こついているところを見ると、800万円台だとすると部長のところまで終わりです。なぜそういうふうには、こういう金額になるように、本当はもっと20件とか、浦戸なら浦戸だけは全部合算してやったとか、環境課で出してくるのは環境課のやつだけだということではなくて、いろいろ混ぜて4件とか5件をそれで契約番号にしているということは、その辺のところの考え方、何でこことここが一緒でないとだめだったのか。隣の、例えば95番の足した解体処理の一括した分と96番と、何でこっちとこっちで分けなきゃなかったのか、その辺の理由はないと思うんですよ。一括してもらったというのは、わかります。何でこういう900万円以下になるような、そういう一括の仕方をどこが指図されて、こういう請負番号を決めていったのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 まとめて解体をしたということにつきましては、これまでも繰り返しお話しをさせていただいているところでございます。委員ご指摘のとおり、そういった書類が整わないようなものにつきましては、例えば特別に決済を取るとか市長が特に認めると、

そのような形でそういう取り扱いで処理することもできたかと思えますけれども、その当時たくさん業務を行って次々に会計というか、支払処理・事務処理を行ってきている中ではそういった考え及ばずに、こういったまとめ方、それも島ごとにちゃんとまとめればよかったのではないかというお話でしたけれども、このような形で一番書類が整っている親番号のところにくっつけて書類を出させて支払いをしたというのがちょっと実態でございますので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 その辺のところはやっぱりあやふやだから、今回の裁判で塩竈は1億6,000万円を余計に、払わなくてもいいやつ払ったんじゃないのというような裁判出されてしまったんじゃないですか。その辺のところだと思うんですね。だからこれ以上審議すると、これ裁判の審理の内容に入っちゃうんですよ。だからきょう「それでいいんですか」ということを、まず最初確認しました。その辺のところ、これは誰が見ても意図的に4件ないし5件を、何かの法則のように類似パターンをつくっておいて、このようにまとめてこの書類とこの書類の分だけの5件分で、まず1,000万円超さないように、ここもそうなるように、ここも800万円くらいになるように、こうやったとしか考えられないという、この表の金額からですよ。私の考え方が間違っていると言うんでしたら、「そんなことありませんよ、たまたまこういう金額になったんです」と言うならそういうことでいいんですけれども。最初に「ここと、ここと、ここと、何件分をここに」、どこでもいいんですよ、例えば83番なら何でこの5件分を1本にして861万7,000円にしたのか。一番最初に、この5件分をこの5件にまとめようということを考えついたというか指示したというか、それは協議会のほうが請求書をつくるときに、協議会のほうでこの5件分ということで協議会が独自に判断されて、市のほうに請求書を上げたんですか。それとも、市のほうで発注するときに「ここと、ここと、ここと、ここと、この5件分で1つの請求書にしてください」って市のほうで指図したんですか。その辺の指図を出したところの責任者というのは、どちら様なのかお聞きします。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 この支払いに関して、例えば5ページごらんいただきますと、完了年月日が一まとめになっているということの一つのめどに、まとめて支払いを回したというふうになっているのかなというふうに思っております。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 完了年月日だとしたら、何でもっと同じような、2月21日に何で2つあったり3つあったりするんですか。完了年月日だったら、これ全部まとめて5,500万円ですというものにしたらよかったんじゃないですか。そうしたら、5,500万円だから今度は部長決済だけじゃだめなんだね。だから、私はその辺のところを聞いているんですよ。何でわざわざ800万円とか900万円になるように、わざわざ完了年月日と一緒に、やったんですかと聞いているんですから、その辺のところをお願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 まず、その当時こういった書類をまとめるに当たっては、本当に余裕がございました。どこに何を入れるというのも、特に大きな意図とか考え方があったというふうには我々環境課では思っておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、業務の指示につきましては市が行っておりますので、指示を受けたものを協議会がそれぞれ行っております。なので協議会自体は、繰り返しになりますがそれぞれ1件ごと処理をして市のほうに報告をしておりますが、最終的にこれをまとめたというのは市のほうの都合で、会計上・支払い上の都合でございますので、市のほうでその辺で書類等、金額等のお願いをしたということがございます。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。いいよ、それで。それはそれで、どこかでまとめたんでないから、考え方1つね。だから、2月21日のやつが何件かあるということになると、何でそこを分けたかという、完了年月日はいいのよ。そうすると、完了年月日ということは業者の方々仕事して完了だから、市のほうで完了年月日決めるんですか。それとも、協議会のほうで上がってきた請求書が完了年月日なんですか。ですからこういうふうに仕分けしたのが、協議会から上がってきて完了年月日だということであれば、協議会のほうが仕分けしたということになるし、市のほうでこの日を完了年月日にするというんだったら、市のほうが結果的には仕分けしたことになりますよ、その辺のところ聞いているんですけども。

市なら市で、「こういうふうに1,000万円以上にならないようにしてください」「そうして出してください」と言いましたというなら、それはそれでいいんじゃないでしょうか、別に。その辺のところ聞いているんですが、お願いします。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 私、先ほど完了年月日でまとめたという話をしておりました。それで、こ

の完了年月日は何件かあるものについて、最も遅い日で束ねるということで、市のほうで束ねているとこととでございます。ちょっと私先ほどの答弁の中で勘違いというか、「これでまとめています」と話しましたが、ある程度市のほうで最終日を、ある程度近傍で解体したもので最終日をもって何本かまとめています。ですから、塩竈市のほうで「この分はまとめて、この分で請求してください」ということで、塩竈市のほうで業者のほうにお願いしているということです。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 じゃあ、わかりました。だから、市のほうで指図したんですよね、これとこの物件分をまとめなさいと。そしてこれで、例えばこの6ページでいうと95番は95番のこの請求書にきなさいと、指示出したのが市のほうですよ。そして、やっぱり指示出すためには現場のほうの指示だと思いますよね。なぜかという、みんな1,000万円に届かない金額ばかりだから。そうすると、現場の権限で指示出せるよね。ちょっと私言葉悪いんですけども、そういうふうに想像はつくと思うんですよ。だから、何か大きくまとめるんじゃなくて1,000万円にならないように、そういう意図が働いたというのがこの表を見てわかる金額じゃないのかなというふうに思ったので、聞いてみました。だから、どちらが指導的にこういう契約番号にして、請負金額を支払ったのかということは大体わかりましたので、理解しました。それが悪いと言っているわけじゃないですよ。ただそういう意図を持って、そういうふうに解体の業務を依頼して、そしてこのまとめた番号順にお金を払ったということはわかりました。それはそういうふうに決めたということだから、わかりました。

それでは、あとちょっともう1件別なことを聞きます。有価物のことで聞きたいんですが、私も最初からずっと毎回有価物関連の、それも金額の単価のことはいいんですけど。決めたから、「15円と決めたら、15円でいいんじゃないですか」と。それが高いか安いかにいう判断ですから、それはそれでいいんですけども。私は、いろいろ有価物のことで言われているんですけども、数量が減ったんじゃないかということをおは問題にしているんです。単価のほうは決め方ですから、あとは15円と決まった中から業者の方がいろいろ仕分けして、高く売れるものは高く売ったというのは、これは企業努力は企業努力として認めても、それは別に法律にも違反しないと思いますから、私はその単価の決め方は問題にはしていないんですけどもね。

ただ、その単価を決めるときの根拠となった運賃が積込金込みで7円ということで、ですか

ら15円から7円引いて、8円は市のほうに有価物の代金として返してくださいということで処理されていますので、その7円の根拠ね。積込賃と運賃といった場合の7円なんですけれども、運賃代よりも積込賃のほうが作業的にはかかるんじゃないかなというふうに思うんですが。資料でいうと、やっぱりこの分厚いほうの（その6）の337ページから339ページに、見積もり取ってそして積込賃と運賃で7円とか8円とか9円とか、その業者によって出ていますけれども、その根拠となった積込賃自体が越の浦の一次仮置場のことで言うと、積み込んだのは越の浦のほうを管理していた千葉篤さんのほうの機械で、青南商事さんが車を取りにきて積み込んだということになると、その積込賃は実際は積込賃として、そうするとリサイクル協会さんが千葉篤さんのほうに払ったということになるんでしょうか。あるいは、越の浦の一次管理業務している千葉篤さんには一次管理業務代として払っているんだけど、その作業の中で積み込みしたとすれば、積込賃は発生しないはずなんだよね。

どちらの計算で積込賃というものをお考えになったのか、現場、現場によって違うと言われればそうかもしれませんが、そうすると少なくとも越の浦の一次仮置場の積込賃については、二重払いしている計算になるんじゃないかと、経費上。そうすると、その分のもし積込賃が4円で運賃が3円だとしたら、4円分は市が余計に管理料として払っていると考えられますので、もしそういうふう考えられるのであれば、その4円分、「その分はまた返してくださいよ」って当然言うべきだと思うんですけれども。その辺のところ、どういうふうに積込賃のことを考えて、それから現実にそうだとしたら市側で余計に、もっと積込賃まで、まだもらっていない部分ありますから「払ってください」という、そういう気持ちがあるのかどうか。

積込賃について、この2点お聞きします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 スクラップの15円という中で、8円を市のほうに、あと7円がそういった諸経費ということで、志子田委員は積込賃ということでしたけれども、積み込みとリサイクル場まで持っていく運搬経費等を含めて7円という数字で、我々のほうでそれで算出をして、契約のほうを行っております。これも、これまでも話しているとおり15円というのも平均で、県のほうにもいろいろほかでどういうふうにやっているのかというのを確認して、15円という単価が妥当ではないかというような検討をして、その中でそういった諸経費につきましても7円くらいが妥当ではないかと、積み込み・運搬費用として妥当ではないかとい

うことで計上したわけでございます。それぞれ仮置場によって実態が違いますので、これも各市町の事例等でも仮置場に必ず重機があるかないか、いろいろございますけれども、そういった中で積み込みと運搬経費を入れて、そういった諸費用を算定するのが妥当ではないかというのは、担当課では考えております。

なお、そういったことで一次仮置場を管理しているところと、スクラップの運搬を請け負ったリサイクル会さんのほうとで、その辺ちょっとやりとりというか協議はなされたのかどうか分かりませんが、それはちょっと市のほうではそこまで入るところではないというふうに考えております。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。7円で決めたのだから、7円とさえ決めればあとは、決めたんだからね。それはあるでしょうけれども、そうすると「4円分は返してください」という、市のほうではそういうふうに思っていないということは、7円って決めたからということは、想定としては市としては今現状としては、リサイクル協会さんのほうで積み込みをきちんとやっているはずだから、返してもらっていないから、リサイクル会のほうが一時管理していた千葉篤さんのほうに積込料を4円支払ったんだという、市としてのそういうふうな考えだという今の答弁だと、私はそういうふうに理解しました。

ですから、その辺のところはリサイクル会が払ったかどうかは、ここに参考人の方がいませんのでお聞きできませんから、もらったほうか支払ったほうかどちらの方が来たときに、その方に聞けばもらったかもらわれないかわかるから、それでいいと思うんですけれども。どっちも払ってもいないということになれば、私が一番最初に言った「積込賃の分は、ちょっと二重に経費計算していることになりますよ」ということだけは、問題提起としてさせていただきますと思います。

何かご所見がありましたら。あと、これで時間なので、私は終わります。お願いします。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 このスクラップのキロ当たりの単価の決め方としましては、考え方としては市場単価からそういった経費として、主なものだろうということで積み込み・運搬費を引いて残った分ということで出しておりますけれども、そのとおりにやってくださいというよりは、そういった結果に基づいてキロ当たり幾らですという考え方の設計なので、例えば車を10トン車を使おうが1トン車を使おうが、それはやり方なので。そのやり方の一環として、

そういった考え方のものを引かせていただいているという考え方でございます。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 じゃあ、私のほうも少し質問させていただきます。

きょうの（その11）、4ページ55番、55件ですか、請負金額2万1,000円と、57番の2万1,000円、この件ちょっと説明して、どういう事例なのか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっと今個々の書類がございませんので、正確にお答えはできませんけれども、建物解体ということになっておりますけれども、ブロック塀の解体とか基礎の解体、その他一部構造物、物置の解体とかそういったものも、本土に限らず浦戸でもありますので、そういった小さい小規模の解体ではなかったかというふうに、ちょっと今現段階ではそのようにお答えさせていただきます。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 こういう資料を出されたときの資料くらいは持ってきてくださいよ。なぜそういかと言うと、先ほど基礎を解体したときだったならば、この話がさっき流出に出てくるわけですよ。ものの考え方です。それからもう1つ言えば、73番の23万2,050円もそういうたぐいのものなのかな、そういう思いがあって質問しているわけですよ。要するに、流出という問題が出されて、建物がない場合の解体に塩竈市は基礎までやったということですよ。それによって、次の要するに土地利活用をすぐに進めるという市長の判断だと聞いておるんですけども、そういうことをしたんだということになるとまた考えが違ってくるわけですよ、1つの視点としてね。先ほど「流出」「流出」と言われているけれども、こういうのがあったんだと。いろいろなことが考えられるんですよ、ケース・バイ・ケースで。そうしたならば、そういう資料を手元に置いて、委員の質問に答えていくことが大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、先ほど来いろいろな話が出ていますけれども、7ページの後ろを見ていただきたいんですよ。私うんと不思議に思うのは、浦戸解体危険物の支出状況が24年3月12日から24年5月30日で集中して行われているわけですよ。役所の支払いに、地区ごとの支払いをこのように3月でいったら8件、20日間の間に払っているということですよ。そういう支払方法があるのかということ、ちょっと聞きたいですよ、はっきり申し上げて。同じ業者ですよ。これは、個々の業者がやったとか、そういう話じゃないんですよ。組合が請け負ったものです。

よ、協議会が。それに対して、どうしてばらばら払うのかということなんですよ、私が疑問に感じているのは。仕事が忙しいからだったら、一括して払えばいいんでないですか。そういうことを言いたいんです、まず1つね、指摘しておきたい。

それから83番、83件というんですか、この5ページ見ていただきたいんですよ。あるいは87件ですね。23年9月26日が完了年月日なんですよ。それがどうして24年5月30日に支払いなんですか。23年9月17日が、なぜ24年5月30日の支払いなんですか。約8カ月かかるんですか。塩竈市の工事支払規定は、そのようにルーズなのでしょうか。ちょっと見解をお聞きしたいんですけれども。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 まず7ページの支払いの月日でございますけれども、やはり最終的には23年度中の出納閉鎖期間までに払わなければならないということで、24年の5月30日目がけて集中的に、このときには業務のほうを他市の応援等をいただきながらやってきた結果として、こういう形になっているということでご理解いただければと思います。

また支払いについては、今ご指摘あったとおり5ページのほうですか、23年9月26日の完了後、支払いどうなんだということで、確かにこれ相当期間あいております。ちょっと私今現在、この原因が何かって直ちには答えられないんですけれども、やはりかなり混乱した中でこの完了年月日後、例えば何か埋没してしまったとか、そういったことが正直あったかと思えます。ですから、それをもって「どういうことなんだ」ということを言われれば、ちょっと確かにすぐさまできなかったのかなという反省材料だとは思いますが、多分にそういうことがあったんだろうなというふうに思われます。そういったことで、通常業務の中ではこういったことのないように、もちろんしていくわけですが、そういったことが当時あったんだろうなということでご答弁させていただければと思います。以上でございます。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 通常業務で、このように大変だったということだから支払いがおくれたとか、そういうレベルの話ではないと思います。業者さんは仕事をなさっているわけですよ。

それで、もう一つ私不思議で聞いているんですけれども、資料を提出していただく、要するに業者が完了届け出したという日付というのは、白紙ではないんでしょうね。この仕事をなさったときの日付は、役所が書いているということはないんでしょうね。その1点だけ、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 そういうことはないと思います。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 なぜかと申しますと、完了年月日とか精査に出てくるとなれば、ものすごく問題が出てくるわけですよ。そういうことをきちんと調べてやってほしいと思います。あるかないかではなくて、そういうことの仕事ではだめだと思うんですよ。やはり、業者がきちんと出した仕事をきちんと日付で出してやって、そしてあと支払いをきちんとする対応力がなければ、行政ではないと思われま。日付の問題はものすごく大事だと思っていますので、やはりきちんと対応していただきたいというのが本音であります。そして、どのような形かは後、報告をお願いします。なぜそのような話をするかと言いますと、いろいろな話を聞き及んでいます。そういう形の中で、仕事の問題だからきちっとやっていただきたいと、そういうことです。

それと、もう1つきょう、先ほどの運賃の話の中でちょっと1点だけお伺いします。スクラップを15円になさったというのはわかるんですけども、皆集積所に、要するに管理所というか越の浦だので集めろという話をしていましたけれども、なぜ業者に運ばせなかったのかと思っているんですよ、私は。なぜ二重手間で経費かけたのかと思っています、正直な話。要するに解体します、分別します、それが普通の業者の仕事だと私は思っています。そのとき、鉄である金属類は業者から直接そのスクラップの処理をしてくれる会社に皆持ってってもらっていたらば、その結果報告だけ受ければ管理料も要らないし、運賃も発生しなかったんでないかと思っています。なぜならば、塩竈市は4キロメートル四方の町です。業者のある施設も、塩竈市だったらば、中倉に運ぶ分とか新浜に運ぶ分の運賃で、多分業者まで運べたと思います。どうしてそのような指示をなされたのか私は理解に苦しむんで、ちょっとそこだけ見解をお伺いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 以前に参考人としてお出でいただいた豊島の坂本社長さんもいろいろお話ししていたことで、今ちょっとお話をさせていただきますと、やはりリサイクル工場、貞山のあちらの工場になりますけれども、ちょっと言葉どうかあれなんですけれども、誰でも彼でも搬入できるというような仕組みにはなっていないようでございます。一定程度工場、会社とやりとりを協議した中で搬入できるような、そういった態勢になっているということ

で、そういった意味でリサイクル会さんが市としてはお願いするところでは妥当ということがあったのかなというふうに思っております。

あともう一つは、個別にそれぞれやはりそういったところに向かいますと、大変また交通渋滞が起きるようなところがございます。越の浦の仮置場でも、45号線から入るところでもかなりの交通整理が必要になったというような状況もございますし、そのような中で個別の解体業者1台1台がそういったリサイクル工場に持っていくというところにつきましては、今言ったように有価物の総量等の確認もなかなかできないような状況もございますので、ご理解いただきたいと思います。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 最終的に、スクラップの処理の業者の方の伝票で確認していたんじゃないんですか、と思っていたんですよ。どこで確認するかという話なんですけれども、建設部門が最初にあったとき、私のところには最初に15円の鉄、混載スクラップでやる処理をするという話を聞いています。そういう見積書も、私の手元にありました。そのとき運賃は、解体事業の中で処理されておりました。ということは、解体するときそのような指示さえ出しておけば、こういう問題はなかったと思うんです。

それからもう一つ、越の浦に運ぼうが中倉に運ぼうがあれだけの混雑の中で、あるいは港に運ぼうが皆同じなんです。それから、もう一つ伝えておきます。スクラップの総量が20数万吨なんです。鉄は、あるいは県の資料で2万吨、あるいは1万吨くらいのレベルの話なんです。それがどうして混むのかという話なんです、私から言うと。レベルの話があります。全体の解体物が総量で20数万吨と聞いております。それを一括で運ぶよりも、分別された処理場の中で1万吨や2万吨、どうして混むのかなと。20数万吨を処理できる人間の人たちが、どうして1万吨や2万吨をきちんと処理できないのかという思いがあります、私には。

なぜそのように思うかという、最初にはそのように処理した業者がおります。途中で変わったように聞いております。そういうことを考えますと、経費の二重払いに相当することは間違いないであります。そのときに、そういう議論をなされたかが知りたいんです。どうでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 田中委員おっしゃるとおり、一番震災発災当初建物解体は、いわゆ

る民・民による解体ということで、それについてはそれぞれ解体業者がそれぞれそういった発生したスクラップについては個別に処分しているので、我々市のほうではその有価物の処分費用を差し引いた形で解体費用を支払っているというような状況がございました。全てそれで対応するという方法も選択肢にはあったと思いますが、一括管理という中で我々としては最終的に市委任解体で協議会にお願いするときに、越の浦のほうにそういった有価物なり混ガラなりを持っていくということで態勢を決めたということでございます。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 一部の業者は民・民でやったと。民・民でやった時代が、経費が安く上がるというのは自明の理なんですよ。1カ所に集めれば、またそれを処理しなきゃならない管理費用がかかるわけですよ。そういうことがわかるのに、どうしてそのような簡単にできないかということなんです。

それと、もう一つ。災害復旧連絡協議会は市の業者であります。その方々が、解体したものをスクラップ業者に運べないということはないと思うんですけども。ちょっとそれは、答弁きちんとお願いしたいんです。元請の人たちは、全て市の業者であります。その方たちが、市のスクラップの業者の方々に持っていけなかったという事例は、発生しないと思うんですけども。ちょっと、その辺もう一度確認します。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 私も、以前そのような形で豊島さんのほうからお伺いしたのを、そのままちょっと回答させていただきましたので、その辺の詳しい詳細についてはちょっとあと確認したいと思います。よろしくお願いします。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 どのようなことを申しますけれども、民・民の方々ができて、どうして組合参加の市の指名業者の方たちがそれができないのかというのが、疑問なんです。そういうところだと思います。大事なのは、解体をされたときにそういう仕事をできた人たちがいたというのは、事実であります。その事実の中で、そのようなことで今度スクラップの担当する人たちができないからこうなったという話は、ないんだと思うんですよ。なぜかという、市長が選んだ市の指名業者ですよ。そういうこと、できないと思うほうが間違っているじゃないですか。それが当たり前の話ですよ。だから随契の委託契約を結んだわけでしょう、仕事ができるという条件の中で。それが当たり前の話です。だから聞いているんですよ。どう

してそういうときに、そういうことをしないのかということですよ。その業者は、仙台の業者でしたよ。その資料を見せてくれたのは、私に。ただ、そのときに感じたことは、誰でもきちんとやれるということですよ。そういうことをきちんと設計すれば、何もこの問題はなかったはずなんですよ、私は。

今回聞いている中で、いろいろなことが言われていますよ。皆、こういうのは「忙しかったから」と。「忙しかったから」で8カ月も払わなかったら、業者倒産するからね。そういう行政では困るんですよ、何ぼ忙しくても。大変な仕事をしてくださったのはわかりますし、いろいろなことをやってくれたのはわかるんですよ。でも最後にこうなってくると、うんといろいろな傷が塩竈市に残るものですから、きちんと整理していただきたいと思っていました。

それから、もう一つ聞いたかったんですよ。島民給与、200円なんですよ。200円上げたことは何が問題なのか、私には理解できないんですよ。業者の方が規定に合った金額より多く払ったということを指摘されていて、それがどうしてこの間までずっと言われているんですけども、どこが問題なのかちょっと私に教えていただけないですかね。民間の人たちが、被災された方たちが集まっている人たちがいて、その人たちに単価の給料を多く払うことが、どうして協議会で問題になるのか。それが私にはちょっと理解できないので、市長何かあったら教えてくださいませんか、それ。よろしくお願いします。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 1件目の有価物についてであります。有価物の取り引きをめぐるいろいろな課題、問題が数多く発生しました。例えば、途中でスクラップの量を少なくしたんじゃないのかとか、さまざまな事象がございました。これは塩竈という意味じゃなく、今回の被災地の中でこのような工事をやった中で適正に処理されたかどうかということについて、大きな警鐘が鳴らされたところであります。

したがいまして塩竈におきましては、各受注業者の方に「まずは、発生したものについては、越の浦の処分場に集積をいただきたい。それは、1台1台チェックをいたします」ということで、事実そのような形で対応させていただき、我々も推計で積算したものとほとんど差がなかったということについては、ご説明を申し上げたところであります。そういった発生量を適正に処理するという観点から、そのような対策を取らせていただいたということをご理解いただければと思います。

2点目の島民の方に支払った給与の話であります。塩竈市のほうからは、単価契約をさせていただいているということは、お話をさせていただきました。その単価でお払いをいただきたいということでありましたが、業者の方々は恐らくは島で仕事をしながら島民の方々の大変な状況を肌で感じられたのかと思っております。そういったことで、端数を切り上げていただいてそのような価格でお支払いをいただいたということについては、行政の立場としては非常に感謝を申し上げるところでございます。以上でございます。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 結局、そういうことを最初に話していただけると、物事が早く進んだような気がします、きょう聞いていて。島民給与だって、結局多く払われれば被災者であった市民が助かるわけですよ。ただ、業者がそれで困るというのであれば、考えていただかなきゃない問題なんですけれども、そういうことがやはりきちんと市長から言われると、わかるような気がします。

それから、先ほどのように発生量の違いが発生したといことは全然、この会議13回目ですけれども初めての話でした。だから一括管理をしたというなら、意味がわかってくるわけがあります。そういうことなんです。何をどうしたかという根本の原因が決まれば、物事の理解が早まるわけですよ。その根本の原因を枝葉の問題から先に答えているから、そういう話になってくるんだと思っております。だから、先ほど申し上げたその2万1,000円だって大事なんです。そういうことなんです。そういう、全部なくなった家、解体したんだとこの中の資料にありますけれども、「流出だ、流出だ」と騒がれていますけれども、こういう事例もあるんだということを説明する観点がないのかなというので、お聞きしているわけですよ。それが大事だと思っております。細かい金額、どうこうする金額がわからないわけです、我々。浦戸は多分離島でありますので、経費は多く業者の方にかかるのはわかりますよ。そうすると、やはりそういう視点で物を見ていけば、素直に話が変わってくるのかなというのを感じているのであります。そういう視点で、答弁をお願いしたいんです。

以上で終わります。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 冒頭田中委員からご質問ありました資料、きょうお配りした2万1,000円の2件でございます。ちょっと確認する資料ございました。担当課長が言うように1つはブロック塀、もう1つは物置の解体でございます。以上です。

○志賀委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には資料名称、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

菊地委員。

○菊地委員 私から、確認をさせていただきたいと存じます。

いろいろ、伊勢委員さんなり鎌田委員さん、そして志子田委員さんが質問しておりましたが、浦戸の解体関係で流出関係というのがありました。資料（その11）、本日渡されたので結構ですので、それで以前から私いろいろ質問させていただいていたんですが、瓦れきと危険家屋の解体というものの、民家の割合はどのくらいだったんですか。というのは、金額で先ほど伊勢さんの答弁か鎌田さんの答弁で、瓦れき処理が9,786万円ありましたという、浦戸関係ですね。そういう答弁がなされていたんで、あと解体関係との戸数でいうとどのくらいの処理だったのか、数的にわかるのであればお示ししていただきたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 今回の菊地委員のご質問で、瓦れき処理清掃で委託したものと、あとそれぞれ危険建物解体でその比率ということでしたが、ちょっと詳しい資料を作成しておりませんので、申しわけありません。お願いします。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 わからない、たしか5月の特別委員会するときなんかでも、私は質問させてもらっていたと思うんですが、当時は「瓦れき処理していましたよ」というふうな、それが前回の特別委員会するときには「解体に含めました」と二転三転しましたんで、きょう9,786万円が瓦れきの処理の清掃委託業務でしたというんで、それがちゃんとわかれば私なんか質問しているやつがちゃんと明快になるのかなと存じましたんで、質問いたしました。しかしわからないということであれば、仕方がないと。

あと、例えば行政側は慎重に事務処理をなされてきたと思います。それなのになかなか数的

に、先ほども伊勢委員が質問されておりましたとおり、この資料11の5ページ、6ページで言いますと、まず5ページの83から88はこれは野々島中心だと思います。これも昨年からずっと私が取り上げてきて、なぜこういうふうに、例えば86でいうと野々島と寒風沢が入っていたり、あと85ですと野々島・桂島・寒風沢と、3つの島がなっている。これがなぜこういう処理をしてきたのかというのは、再三皆さん質問しているところなんです、明快にわかるように整理順にやった、寄せ集めたからどうのこうのと。なぜほかの島との寄せ集めがこういうふうにならばらになってきたか、それが全然わからないんですよ。例えば桂島だったら桂島、野々島だったら野々島で寄せ集めたというんだったらわかりますよ。それが何でこう飛ぶのか、それが私は理解できませんし、そういうややこしい処理をなぜしなくちゃだめだったのか、「困難だ」「困難だ」と言っている割には、ちゃんと書類関係整っていますという返答もありましたので、どういうことなのかなというのがあります。

あと、きょうは皆さん多く質問しているんで、まず瓦れき処理と解体の区別はなかなかわからないと。そうしますと、質問したいのはかえまして、今まで11月27日に出された（その6）の資料等では写真があるんですが、今回出されてきた89、資料ナンバー11のページ6ページの89から102までのこれの写真、一切出ていないんですよ。なぜ写真がないのか、その辺ちょっと説明してください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 いろいろ業者さんのほうから、あるいは環境課のほうでいろいろ写真、データ等取っておるところですけども、この該当するところでちょっと写真が見つからずに、支払いの書類には添付されていないということでございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 だから、先ほどもどなたか質問された、誰がどうして検収したのか流れをもう一度確認したいんですが、罹災証明を島の方が取ったと。そして、それに基づいて解体依頼をした。解体依頼を受けた行政側は、依頼された場所に見積もり等を積算するのは業者に頼んだと。そして、業者から「こういうわけで、こういう解体の費用が、このくらいかかります」というのが一緒に出てきたと思うんです。それに基づいて、それをもとに作業指示というのが出されたと。そして、作業指示が出されて、終わったら支払いになったと思うのね。それで間違いないですよ。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 事務の流れでは、そういった形になります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 だから、私たちこの問題が起きて、一応わからないんで「どういうふうになっているの」って再三調べに行きました。そうしたら、ちゃんと島に渡って現地調査しましたっていう答えもあったんですけども、担当の方。でも、「それ全部したんですか」って、「いや、したのもしないのもあります」というふうな返事を、職員さんの名前出してもいいんですが、そういうふうに言っていました。そうすると、その作業指示を出すもとなるものの、それを誰がちゃんと確認して作業指示を出して支払いの印を押すのかなって、大きなこれは問題だと思いますよ。その中で、先ほど伊勢委員が言っていた「流出」「解体」があるんでないのと。だから、我々はそういうふうなものがあるとしたら、市民勘定とすると「それは違うんじゃないですか」というのが、我々の聞きたいところなんですよ。

だから、「ちゃんと検収した」「ちゃんとやっていたよ」って言うのであれば、なぜそういうものがないのかね。どうやって大切な国の税金を投入できるんですかっていうのが、市民の偽らざる疑問を言われるんですから、我々は「ああ、そうですね」ということで質問しているわけなんで。どうしてそういうふうになんもないもの、誰がちゃんと認めて、誰が確認して判を押してやったんだかどうか、こちらにはいろいろ課長さん、村上さんだ何だという判ありますけれども、なぜ写真がないのにそのまま、1件、2件ないんだったらいいんですよ。全部ないんですよ。おかしいじゃないですか。1件だけないんだったら、「ああ、そいつ紛失したんだね」くらいでいいけれども、全然ないというのはどう理解したらいいのか。例えばここで言うと、52件分がないんだよね。なぜないのか、それちょっと教えてください。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 まず、先ほどちょっと担当課長のほうが答えあぐねた部分がございますので、まずそちらについてお答えしたいんですけども、浦戸地区で解体撤去をした件数というのは、きょうお出ししました資料11にあるとおり174件でございます。一方で瓦れきで処分したものなんですけども、これ正確な数字はちょっと六十数件ということで細かいところはあれなんですけれども、およそ60件、瓦れきのほうで対応したという形になってございます。おおむね75%、25%くらいの割合でございます。あと、それについては後ほど、細かい数字についてはわかり次第またお知らせしたいと思います。

それと、今後段のご質問でございます。確かに委員ご指摘のとおり、前回5月7日付で出し

ました（その10）の別冊の資料のほうに、写真ついているのがむしろ少ないということで、ほとんどついていない状況がございます。それで、私どもまた改めて解体の流れでございますけれども、解体の申請がございましたものにつきましては、いずれ解体にするのか瓦れきにするのかという判断をさせていただいた上で、解体にする場合にはその解体の積算の根拠になります図面、あるいはその図面に基づく資産証明書なり登記簿謄本等に基づいてそういった数量を割り出しまして、それを根拠に解体をいただいて、その解体に至るときにはその所有者の方に立ち会いをいただいて、その立ち会いを経て解体をさせていただくと。そういった結果、写真の添付されていないものもございますけれども、その結果の確認としましては私どもの職員のほうが行った上で、確認をさせていただいているというような状況でございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 だから、確認してもらったあかしというのかどうなんですかというの。目視だけなんですか。書類上、前回の説明では「特定できた物件を処理して、ちゃんと解体しましたよ」と、明快に答弁しているんですよ。だから、どうなんですか。「どうやって確認したんですか」と言えば、「職員が確認した」と言うけれども、どういう確認をしたんだか教えていただければ、「ああ、そうでしたか」と納得もすると思うんですが、写真もない。うちらほうで、政務調査費になるのかどうかかわからないんですが、ある程度調査して、それにコピー代を使っているんですが、そういう書類が残って、写真ね。だって、先ほど来鎌田委員が言っていたとおり、中倉だ何だに搬入するんだって1台1台トラック、写真だの何だの添付してやっている、業者も。あとこっちの本土のほうだって、あの混乱していたというときだって、ちゃんと解体前と解体後の写真撮っていますよ。それが何でないのかね、そういう指導だったんですか。

だから、瓦れきと解体の数、先ほど瓦れきは60件くらいじゃないかと、解体が174件というのは教えていただきましたけれども、その辺の区別が私たちはわからないし、どういうふうにしたらいいのかね、ちょっと理解ができないので、理解のできるようにしてください。お願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 委員おっしゃるとおり、書類のほうに写真が添付されていないものがあるというのは、そのとおりでございます。なお、先ほどもお話ししましたが、たくさん

の人の写真データでちょっと取り込んでいないところ等、再度こちらのほうでもいろいろ調べて、お出しできるものがあればそのような形でお示したいと思います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 私たち新浜町の工場に行って、環境課に行って「書類ちょっと見させてください」ということで、1件1件のファイルデータ見させていただきました。それには、全然写真なるものは一切ありませんでした。ということは、どこかにあるというんであればなぜそういったファイルだの、もう例えばこれ完了年月日が24年の2月で、私たち環境課におじゃましたのがことしですよ。1年たってもそういう写真だのファイルが全然なされていないというのは、どういうことなのかなって、単純な疑問なんですね。その辺どうなのかなって思うんですが、不思議と思いませんか。思うのは、私だけですか。なかなか合点、納得がいかないのが、そういったところです。

ですから、誰が責任を持って検収をして、検収とかちゃんと確認をしたか。確かに、「請求出されたものに支払いをしました」というのはわかるんですが、その請求書は本当に確認誰がしたのかというのが、我々の知りたいところなんで、何とか説明をしていただきたいと思います。

○志賀委員長 どうですか。菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 委員おっしゃるとおり、そういったことをご指摘いただいた点ありますけれども、資料の整理等がなかなか「もうこんな時期になって、できていないのはおかしいのではないか」ということをごさいましたけれども、まだまだそういった、1つの申請書をつくるに当たってもたくさんの資料があつて、それがなかなか整理できていないというのは確かにございますので、それは早急にやらせていただきたいと思いますので、ご了承願います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 やるというよりも、写真がある前提でやるんですか。私たち、委員長とか副委員長なんかと行って、お願いして資料を見せてもらったらもう1件1件、このきょうの資料の例えば「浦-00019」というんだったら、それがちゃんとファイルになっていてありますよ。全部これ、1件1件確認させていただきました。それにはやはり、いわゆる解体の依頼とかそういうものがあつて、あと罹災証明には流出とかつて、そういうのも全部我々はチェックしてきましたよ。だからこうやって質問しているんですが、そのときには写真は

切なかったんですよ。だからないものに、そのときも「どうやってこの金額が出たんですか」と、八百何十万という、誰が出したんですか。

そうするとこっちでは、さっき言った流れで言うと、依頼を受けた、だから依頼を受けたのに対して市で業者にその物件を調査してもらって、どのくらいかかるかというのを多分積算してもらって、それを指示した、指示書で仕事をお願いしたと。先ほども確認したら「そのとおりです」と。だったら、その時点でもう八百何万円というのになっているんですけども、なぜ合体になっているのか。そのときに合体の「が」の字もなかったんですよ、あの指示書には。浦戸の物件、番号で言えばここでいう「環-000289」ってなれば、832万7,550円という指示書ですよ。それには合体も何もなかったですよ。だからそういうことが、誰が合体して、誰が指示したのか。ただ請求上がってきてやったというのか、協議会がしたのか、行政側がしたのか。その辺、ちょっとはっきりご答弁を願いたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 午前中にもちょっとお話ししたかと思いますが、業務の指示は市が行っております。先ほど申し上げたように、まとめた解体ということですので、これは市のほうでそれぞれ1件1件あったものをまとめて業務報告という形で出して、それで支払いするのでというのが市のほうのお願いで、そういう形でまとめさせていただいたということになります。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そう思いたいと思いますが、でもなかなか先ほどの例で言うと一番最後のページの101件目の「101」という番号のところは、石浜・桂島・野々島となっていて、だからこういうものが、そして多分この66の黒丸の下の「00053」というのは、これなんかの物件は多分に流出しているんですよ。だから、そうするとそういうものがなぜ行政でまとめて指示をしたのか。

あと、先ほど田中委員が2万1,000円の件を2つほど出していましたが、そういうふうに細かなものさえ出しているのに、何でこういう大事な金額の大きいのがちゃんと出ないのか、それが不思議でならないんですよ。事務処理するには、行政側はものすごい神経を使ってやるはずですよ。それが、何でこういう大きな額のがこういうふうになるのか私はちょっと理解できないし、だから聞いているわけなんで、どうなのかなという思いがいたします。まあ、聞いても平行線をたどって答弁はないかもわかりませんが、言っておきますが

「解体物件ちゃんと特定できましたので、解体しました」と言うのであれば、やっぱり写真を提示していただきたいと思います。でないと、なかなか「これでちゃんとなっていました」と言われても、何を信じて何を理解すればいいのか、私には理解に苦しむばかりなんです、ちゃんと明快にできるような答弁をお願いしたいと思っています。

あと、いろいろきょう多くの委員さんが質問していますが、やっぱり鎌田委員さんの件で言うといわゆる混合スクラップの話になりますが、混合スクラップで出したというのはそれはいいと思います。その出たものの集計の中に、アルミやら鉄というものの区別、あるものにとってはないというそれが事実で、数字的にそういうものが出ているのであればわかるんですが、「混合スクラップとして出しました」というのはそれはそのとおりかもわからないんですが、それを受けた側がデータの的にそういうものが一切出ていないというのはやっぱり私も疑問に思うし、何でなのかなというのが私の思いでありますし、そういうものがちょっとでも数字的に明快に示されるのであれば「ああ、そうなんです」というふうになっていくけれども、一切出てこないというのは説得力に欠けるんでないかなと私は思いますので、何かありましたらどうぞご答弁をお願いしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 混合スクラップのお話でございました。5月7日開催の（その10）の資料、リサイクル工場さんの検収書という大変厚い資料がありますけれども、ちょっと例えばですけれども25ページをお開きいただきたいんですけれども、こちらの検収書につきましてはこちらのリサイクル工場が最終的に分別清算して「こういう結果です」というのを示したその表ではございません。あくまでトラックスケールに、その日に混合スクラップを持ち込んだときにその場で、前にもお話ししましたけれども目視で、ここで言うと2割方は「斜切SA」で、あと6割方は「級外A2」ということで、目視でそういった「2割」「6割」ということでその場で判断して、いわゆるこれは混合スクラップというか有価物のランクとしてリサイクル工場では引き取りをさせていただくという検収書でございます。

したがってこの後、このリサイクル工場がこれで引き取った後でさまざまな設備の中でさらに細かく分けて、そこからアルミなり銅なりが出てくるというのは午前中市長が答弁したとおりでございますので、その辺をどうぞご理解いただきたく、よろしく願いいたします。

なおこちらの工場のほうにも、私もその後事情がわからないところがありますのでお話を聞

いたところ、市の混合スクラップの中にやはりあちらで参考人で千葉篤さんもおっしゃっていましたが、若干そういうのは認められて「アルミはどうもありました。ただ、引き取りのこの検収書の中に、そこまで書きあらわすような形ではなっておりません。あくまでこれは目視で、有価物の買い取りランクでこのような表記でさせていただいた」ということですので。繰り返しになりますが、青南さんで最終的に選別した表であるということではないので、そこだけご理解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 私の不得意分野だったんで、ちょっと聞きましたが、私たち当局答弁はないような答弁でなかったかなというように聞いているというか理解していますので、今菊池さんのほうから青南さんのほうで分別したものには、アルミやそういうものがちゃんとなっているんでしょうというふうなことだということで、まずはそのように答弁を聞いておきます。

あと、解体のほうは回答がないようなんで、これで終わります。

あと、やはりどういう系統で写真がないのかとか、前の課長さんはそういう事情を知っているのであれば、その方にもどうして写真が要らなかったのか、そういう話し合いがなされたのか、なぜ写真が整理できないのか、その辺確認をしたいなと思っています。以上で終わります。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 幾つかお伺いいたします。

資料の（その11）の1ページから3ページまでで、この1ページから3ページまでのまず最初にお伺いしたいのはそれぞれの合計、野々島工区、桂島、寒風沢島民と、この合計を足したものが一次仮置場実績報告表、別冊6です。別冊6の、これは平成24年1月分の島民給与ですから、別冊6の60ページ、ここの普通作業員、この日々の人数、この3ページの合計がこの別冊6の60ページの普通作業員の人数になるのかどうか、まずお伺いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 今回協議会のほうで出していただいた出勤簿といいますか業務日報ですけれども、こちらの数と別冊6の60ページですか、そちらの作業員のほうですけれども、こちらと数字は全部一致しているということではございません。日にちによってはそのまま入っているところもありますけれども、その30人の内数といいますかそういった中で、あとは前にも説明したとおりそれぞれの協議会の担当業者の作業員とかが入っているものという

ふうと考えております。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 今回の答弁に含まれていたかもしれませんが、1月は正月休みがあつて日曜日だけはそのほかに作業しないということで、21日間作業を行っているわけですが、そのうち15日間人数がこの別冊6の実績報告表とは異なっています。21日間のうち、15日間違ふと。それで、1月の総累計でも実績表では630人、きょうのこの(その11)の資料では646人と、総累計でも16人の誤差があると。この原因は何なのか、お答えいただければと思います。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 こちらのきょうお出しした3島の出勤簿については、普通作業員とあと一般運転手と、二通りの人数が入っております。今ご質問ありました24年の1月の実績報告書を見ますと、普通作業員というのは1カ月間で630名でございますが、このうちきょうお出しした資料のほうの積み上げにしますと606名ということで、内数になります。一方で一般運転手のほう、実績報告書のほうで210という数字がございますが、こちらのきょうお出ししたほうの出勤簿の運転手の合計は40名ということで、その内数になってございます。その差し引きの人数につきましては、前に1月20日開催の資料(その8)というのがございますが、こちらのほうの一覧のほうに、1ページのほうに同じく1月分の普通作業員とか一般運転手の人数記載されておりますが、その差の人数の分はそれぞれこちらの東華建設さんと東北重機さんのほうでお出しになられた人数ということで、合致しております。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 念のため前置きとしてお伺いしたわけですが、よくわかりました。

この数字・人数を出してもらった、前回私資料請求したわけですが、根本的に何でこれを出してもらったかということ、こちらの実績表と付け合わせをするためではなくて、要するに毎日30人という人数が信じられないということ、これはもう何回も言っているとおり日曜日以外大雪が降ろうが何であろうが毎日30人が作業しているということから、出してくれということとそのたびに毎回のようによく要求してきたわけですが、しかし現実に前回の参考人招致の際、あるいはその前の段階では「日報はもうなくなっちゃった」、あるいは「委託の場合、もともと日報を出す義務はないんだ」という答弁があつて、しかし先ほども菊池課長言われた野帳というようなメモ的なものを協議会のほうに出して、そういうものなら協議会にあるんだということで、日報はないんだというご回答で、野帳的なメモが協議会にあ

るんだということで、それを出してほしいという要求を私はしたんです。まさかせっかくなつくっていただいたのに「必要のない資料」と言ったら大変申しわけないんですが、今回のように毎日30人を分析した資料が欲しかったのではなくて、本当に30人が雨の日も風の日も働いた、かの野帳という現場から協議会に提出された資料の提出を求めたわけなんですけれども、その対応はどうだったんでしょうか、お伺いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 業務日報ということで資料要求ありましたので、協議会のほうにはそのように資料の提出を依頼いたしました。これまでの参考人招致の中で、千葉鳶さんが「そのようなバックデータとなるものは確かに集計上あったけれども、たくさんになるのでその後は処分して、手元にはないんです」というお話は参考人招致の中でされておりますので、こちらのほうでは再度要求しても出てこないというようなことになろうかと思えます。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 再度要求して出てこない資料というのは、きょう出た資料のことではないんですか。そのバックデータとしてなくなったという資料は。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 きょう出たというのは、出勤簿のことでよろしいですか。出勤簿については、私も3月20日の特別委員会の際に、資料要求に対する回答でそのときお話ししたのが、いわゆる給与関係の出勤簿というものはあるんですと。ですけれども、島民の方々に出していかということを知ったところ、「ちょっとそれは遠慮してください」ということがあったので、提出を控えたいということでございました。今回は名消しでもいいんですということもあり、前回は参考人の方にも直接お話しされた中で、お出しできるような環境なのでお出ししたということでございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 よくわかりました。納得したという意味ではなくて、よくわかりました。しかし、雨の日も風の日も雪の日もというのはあり得ないということはこの資料から、不自然な資料だということは申し上げておきたいというふうに思います。

それから、もう1つです。一番最初でしたかね、鎌田委員の質問の中で指導監督責任について問うて、そして市長から答弁があったわけです。最終的な責任は、執行者である市長にあ

る。そして、それぞれ具体については、担当部署で取り組んできたんだというご答弁でした。しかし、その前段の答弁の中で、確かに発注者責任は発注者は市であるから、市にあると、受注者責任については、例えば受注が数社に偏っているとか、そういう声が上がった。そういう意見については、協議会に問い合わせしたりしてきたということはおっしゃっていましたけれども、その受注者をどういうふうに指導監督するかの責任については触れられなかった。その点について、問題はこれが発注者・受注者が民・民ではなくて、公の公金・税金を使う市が発注してこれだけの巨額のお金を、56億円ですか、受注者の協議会に委託したということですので、この受注者をどういうふうに指導監督して、これだけの5社の企業に6割が受注されたと。

それから、島民給与の問題、有価金属の問題、浦戸の解体処理の問題、それから今度は訴訟まで起こされていると。これだけの大問題にもなっているわけですから、この受注社責任についても指導監督する、もっとやる責任が市にはあったのではないかと。この点についてのお考えをお伺いします。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私、先ほどそのようなご答弁を申し上げました。委員もよくご存じのとおり、建設業法というのがございまして、建設業法では発注者であります甲と受注者の乙というのは、基本的には対等の立場であります。したがって、発注者の責任の明確さ、あるいは受注者の方々の責任の明確さというのは、法律の中で定められております。例えばであります、例えばということでお聞き及びいただきたいと思いますが、例えば受注された業者の方々がどのような下請けを使って、どういうことで工事をやるかということについては、これは受注者の責任の範囲であります。そこに行政が口を挟むということは、基本的には法律上許されていないということについては委員もよくご存じのことかと思えます。

よく、昨今官製談合という言葉が飛び交っておりますが、我々はゆめゆめそういったことがあってはならないということと、やはり受注者の方の権利を基本的には尊重すべきだろうということでもまいりました。ただ、その後に受注額について不均衡があるのではないかというようなお話をいただきましたので、私どものほうから今受注いただいた協議会のほうにどういった状況になっているのかと、あわせてできますれば内部でしっかりと話し合いをしていただきたいというようなお話を申し上げさせていただいたというところでございます。よろしくお願いたします。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 法的な問題は法的な問題で、そこは犯してはいけない点かもしれませんが、今言った一定の偏りの問題については協議会のほうに聞いたというような事実もあるわけですから、私はそのほかの問題についてもこの程度の対応でいいのかどうかということが、今回の場合は問われているんだと思うんですよ。もちろん法を犯さない範囲でありますけれども、命令になっちゃいけませんけれども、そういう点では協議というか状況を聞くとか、そういうのがほかの問題についても十分あったんではないかというふうに思うんです。そこが問われているんだと思うんです、今度の問題の場合は一番の根っことしては。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 基本は、今申し上げさせていただいたようなところであります。経過をご説明をさせていただければ、基本的に被災家屋の解体等については、それぞれ個々の企業が受注をいただいたと、浦戸の場合を除けばですね。市内については、個々の企業の方々がそれぞれ受注されておりましたので、私どものほうでも一定程度、受注額ということは把握をできる状況でありました。ただ、協議会という名前で仕事を進められていた案件も何件かございます。浦戸の家屋解体等についても、さまざまな事情があったのかと思いますが、協議会というものが実施をするというような中身になっておられました。したがって、我々そういった仕事について個々のどういった企業がどれくらいの割合でということについては、先ほど申し上げました中でなかなか入り込みづらいという部分があったのは事実でございます。

その後、一部こういった受注額ということで出た数字もあったようですが、それらのものも違った数字が流れていたということも事実として把握いただいておりますと思いますが、実態というのがなかなか明確にできにくかったというようなことがございまして、改めて今回の問題を契機に、実際協議会のどなたがどれくらいの仕事を受注されておったかということが明確になったわけでありまして。

したがって、私はこの特別委員会の中で進行管理ということについては、塩竈市も検証すべきものがあったということは申し上げさせていただいているところでございますが、私としてはそのようなことで認識をいたしているところでございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 今質問したとおり、私の意見としてはもう少し踏み込むべきではないのかと、ある

いはなかったのではないかということ。あともう一つ、一番大きな最終的な責任は執行者である市長にあるんだという観点を貫いて、もう少しこれは精査すべき、指導監督責任があったんではないかという意見を述べて、質問を終わります。ありがとうございます。

○志賀委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 じゃあ、私からも引き続いて質問させていただきます。

きょうの資料（その11）の中で、いろいろそれぞれの方々から、各委員から質疑されていますのであれですが、浦戸の関係で言えば今まで102件の解体だと。そして、その金額は3億3,700万円だということで報告されていたわけですね。いろいろ委員の質問の中で、それが実はまとめた分があるというか、一緒にした分があるよということが資料の中でも出されて、今回それを非常にまとめた形で出たんだと思うんですね。そういう点では、件数を102件で押さえるのか、プラスの枝番になっているような、72のところまであるようですけども、それを入れて押さえるのか。総体的な金額は変わらないということだと思いますが、それはどういうふうに押さえますか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 午前中の部長の資料説明の中でもお話しありましたとおり、当初と違いますか、協議会に「危険建物を解体したのは102件でございました」というお話をずっとしてきているわけですけども、このようにまとめて解体したものがあと72件、こちらでも調べてありましたという今回の資料を提出しておりますので、その解体申請の件数についてはこれまでいろいろな資料の中で、23年・24年合わせて1,981件というふうになっておりますが、それは浦戸の102件を入れてそういう形になっておりますので、この数字のちょっと解体件数の取り扱いにつきましては、今後ちょっと検討してお示ししたいと思います。よろしくお願いたします。

○志賀委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 議会でこういう特別委員会が開かれて、その質疑の中でこういう問題が明らかになったんですね。でなければ、特別委員会が開かれていなかったら、これはこのままの状態が終わっていたということだと思います。総体的には金額は変わっていないということは、これを見ても今確認したところもそうだということですので。それで言いたいのは、やっぱり浦戸に関してはいろいろと見えない部分もあるからでしょうけれども、これからももっと手を入れていかなくちやならない部分があるのではないかというふう感じた次第です。

それで、25年7月12日に出されました（その4）の資料で、浦戸の取り組みの中で一次仮置場管理費用、それから委託、この402ページのところに一次仮置場管理費用（浦戸諸島）ということで、23年、24年で9億3,700万円、端数は切ります。それから、先ほど出ました瓦れき処理が9,700万円。そして解体関係ですね、先ほど申しあげました3億3,700万円、合わせて13億7,200万円、これが浦戸の瓦れき処理関係でそれぞれかかったということです。これを、実は403ページの資料を見ますと、この浦戸諸島のどういうふうにそれぞれの業者に支払われたかという一覧表が出ているわけです。

この一覧表には、今申しあげました一次仮置場の費用の関係も入りますし、瓦れき処理も入りますし、それから解体した分も入っているんですね。全くどこがどうなっているのかわからないと、つじつまは合いますよ、13億何がしという金額はね。ですから、総体的にどこがどういうふうに仕事をしたのかという点を見る上では、私はぜひこれを瓦れきの関係、あるいは先ほど言いました一次仮置場の関係、それから解体の関係というものをきちんと分けた資料を出してほしいというふうに思うんですが、いかがですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 委員今お尋ねの資料につきましては、これは災害復旧連絡協議会が清算報告会で使った資料でもってご説明、今話ありましたので、これをもっとわかりやすくつくれないかということですが、そうするとこの協議会の作成した資料を加工するような形でしか我々としてはできないということになりますけれども、そんな形によければということになるのかなというふうに思います。

○志賀委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 そういう形でもいいですので、ぜひ出していただきたいというふうに思うわけです。

といいますのは、やはり塩釜市災害復旧連絡協議会が受注主になってやったという部分もあるということですが、このお金の流れには塩釜市災害復旧連絡協議会というのは一言も出ていないんですね。全部それぞれの業者の名前が出てきています。ですから、それをまずはっきりさせていただきたいということを申しあげて、簡単ですが終わります。

○志賀委員長 ほかに発言は。

小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ただいまのご質問は、塩釜市から災害復旧連絡協議会にお支払いした13億

7,200何がしの金額について、この資料の403・404ページでは災害復旧連絡協議会からどちらの会社さんに払っているかということが、全部一緒くたになっていると。それを瓦れきの分がどうだ、解体のほうはどうだというのを分けられないかということでございますので、ちょっと塩竈市ではその作業できないので、旧事務局のほうにちょっと問い合わせをしてみるということで対応できるのかなと思います。

後ほどまた資料要求等々あれば、そういった部分に回答できればと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 2回目の質問をさせていただきます。私のほうから、午前中流出についての質疑をしましたので、別冊浦戸地区の被災建物解体の運搬支援事業委託関係附属資料、これを中心に質疑をさせていただきます。

といいますのは、主にはそのページでいうと、表になっておりますので、その表で言いますと黒丸のところですかね。4ページから8ページまでのところを午前中質疑しました。その中で、ちょっと午前中は30分の時間しかございませんので、質疑の時間がないなと思ったので午後の質疑にさせていただきますんですが、例えばここでいいますと「環-00289」、解体場所桂島ですね。解体面積が1,769平方メートル、しかしこの資料の後ろに載っている法務局の届け出の面積は60.7平方メートルです。

それから、次に食い違いがあるのは桂島の「00084」、これ桂島の分なんですけど「000804」です、失礼しました。これは、ここの解体面積でいうと186平方メートルなんですけど、法務局の届け出で合計したものでいうと119平方メートル66平方メートルあたりが一つは違うと。ちなみに、「000312」の罹災届け出を見ると一部損壊で、なぜかしら解体なんです。普通一部損壊っていうのはないんですよ、どう考えてもね。半壊以上ですから、本土側はね。そういうところもなぜなのかと。それから、桂島の同様に「本-1092」、解体面積は222.48平方メートルなんです、合計です。一応そうになっていますが、これ図面の合計です。ところが法務局の届け出については126平方メートル、そうになっています。それから「本-00479」、寒風沢ですね。「本-00479」は、これは大体同じくらいだね、失礼しました。

大きく食い違っているところね、あと石浜です。5ページになりますか。5ページのところの石浜で、「浦-00008」ですか、解体面積が229.98平方メートルなんですけど、法務局、わずかですけれども217.85平方メートル、12.13平方メートル、一応その差があると。それか

ら「本-000430」、これが届け出の関係でいうと141平方メートルでしょうか、そうです
ね141.87平方メートル、それが届け出の関係でいうと139.09平方メートル。

6ページのところの「000307」、一番上のほうですね、表のところでは167.95平方メ
ートルが、法務局の届け出でいうと147.93平方メートル。これ塩竈市の台帳ね、失礼しました。
あとは、そのほか食い違いがあるのが、中には食い違いというか、法務局へ届けていない、
全然ないものもあるんですね。番号は、石浜の「000727」、これは一切ありません。
法務局の届け出の書類が一切見当たらない。あとは差が出ているのは、6ページのところで
いうと、石浜の方でしょうか「本-00782」が69.56平方メートルが、実際はこれは法務
局だと思いますが57.85平方メートル。大体そういうところですね。

あともう1つは、7ページのところで石浜の「本-001278」、106.81平方メートルが
法務局では74.35平方メートル、74.10平方メートル多い。それから、同じように石浜の「本
-001501」、75.35平方メートルが法務局の届け出では25.61平方メートル、49平方メ
ートル多いと。

こういうふうなところが見受けられまして、結局最初のこちらのほうの資料を全部一通り見
た中で、解体面積の塩竈市に上げた面積と、それから実際に届けを法務局にしている。それ
から塩竈市の資産台帳で照合したものとの比較で言うと、差があるんですね。そうしますと、
前段の流出以外に実はこういった先ほどの百七十何件ですか、今の部分について触れたんで
すが、つまりは届け出をしたところの面積が多いということは、先ほどのいろいろな話を聞
くと、罹災届けがあつて、現地調査をして、積算して、面積をはかって、その上で塩竈市に
解体のために予算の執行の書類を出しているという形になるんですが、その辺の言ってみれ
ば前から問題にはされているけれども、今回改めて出たものを見ると法務局の届け出、ある
いは塩竈市の資産台帳の届け出との比較でいうとずれがあると。現地調査されているとい
うのは前段お話ししましたから、なぜそういうふうな現地調査をした上で法務局との差が出て
いるのか。この辺の考え方について、進め方がなぜそうなったのか確認させていただきます。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 法務局内の登記簿とか、あと市の資産証明とでちょっと面積が一致
していないところがあるのではないかというお尋ねでございました。あと、基本的に登記簿
とかそういったものは、当然我々も参考として建物の面積、こういったものが建っているか
という確認のためいただいているという部分、添付書類としていただいているという部分も

ございますが、当然あとはその所有者か本人で間違いないかどうかと、そういった確認をするためにつけていただいているものでございます。これまでの実態の中で、やはり登記簿につきましても登記をしている、していないというような関係もあって、必ずしもやはり一致していない部分については、これは本土でもケース的にありまして、そういったものを補うために「登記簿上ではどうなっている」「この面積にならっている」でも、実際測定と申しますか「調査した段階ではこういった面積で」ということで調査を協議会のほうでは行って、それで精算をしているということですので、ご理解をお願いいたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、罹災届けが出されて、最終的には調査をしているのは協議会。そうすると、先ほど写真の問題も出ました。写真が本来は添付されていなきゃないものになるわけですね、解体の関係で。今回のやつは図面のみしか載っていません。そうすると、同じようなケースではないのかと。結局、法務局の届け出というのは、私はさほど差はないと。法務局の届け出の書類をずっと眺めてみて、大分前に家をつくって、一、二階家にしたと。だけれどもその後増改築して、よく見たら変更していて平米がふえていると、それはあります。それはあるけれども、実際の法務局の届け出と図面をいろいろつけ合わせすると、その差がなぜ出るのかなと。

そうすると、言ってみれば協議会の調査というのが一体どうだったのか。現地との照合、法務局は私は少なくともその家屋の建物の面積については直近の数字ですから、直近の指標ですから、それほど私は差はないというふうに思うんですね。しかも、一、二階というふうにちゃんと区分して、法務局の登記簿謄本に載っているんです。ですから、今の菊池課長のお話ですと、調査の段階でなぜこういう面積が違った申請をしているのか。その辺についてつけ合わせをしたんでしょうか、法務局と実際の面積との関係です、担当のほうで。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 解体の依頼書が上がった段階で、添付書類に登記簿謄本もつけていただきます。中には、時間がかかってすぐつけられないもの等もあったようですけれども、そういったことで登記簿で一定程度面積を確認した上で、当然現地にも行きまして解体に係る調査を行っているということになります。基本的に、登記簿と一致しているのも当然ございますし、やっぱり実態としては実際向こうで調査したところ、あるいは登記に載っていない倉庫とか物置とか、そういったものはこちらの面積のほうには入っておりますので、その

他いろいろなケースがございますので、全部一致というふうにはならないのかなというふう
に考えております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 一通り私も登記簿謄本と塩竈市の資産を見て、もちろん同じ面積で出されたものと、
登記簿謄本上ね、解体の実際の図面と一致するのはあります。しかし、さっき事例として述
べたところについては、明らかに食い違うんですよ。じゃあ、法務局のほうで登記上の建物
の住居なり倉庫なり間違えていたのかと、こういうことになっちゃうんですよ。現地調査
をして立ち会ったというふうに、現地調査をしているということなんですが、その食い違い
がなぜなのかということでの質問なんです、私がお聞きしたいのは。

そうすると、なぜこういう食い違いが出てくるかという問題についてです。その辺が、まず
私もいまだに不思議でたまらない、そこら辺についてですね。

○志賀委員長 伊勢委員、先ほどはかなりの件数質問されていますので、例えば一つ挙げていた
だいて、「これはどうなんだ」という形で質問していかないと、なかなかわかりづらいかと
思いますので。

伊勢委員。

○伊勢委員 具体例として、一番最初に述べた「環-00289」ですか、これは随分差がある
んですよ。法務局の届け出、ページ数で言うと一番最初です。ページで言うと、同意書が
10ページに載っているわけですね。次に11ページのところで、11ページに面積載っています
ね、解体面積。協議会が調査したということになるんでしょう、どこかの請負業者がね。そ
れで、ここにちゃんと179.6平方メートル、しかし法務局の隣の12ページのところで60.23平
方メートル、木造瓦屋の家屋と。そうすると、どっちが正しいのかなと、そういうことなん
ですよ。うんと簡単な質問なんですけれどもね、特定できましたか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 特定ということになるかわかりませんが、11ページの図面のほ
うにつきましては、上のほうに図面がついておりますが、こちらの左側のほうに木造平屋建
住宅ということになっております。右側のほうに、上から下までの下屋というんですかね、
屋根だけかかっているんでしょうか、ちょっとそういうような形で別の増築なのかなとい
うのが推測されますけれども、そういったことではそれにしてもこの木造平屋建住宅の面積が
80.32平方メートルということで、登記簿とはちょっと一致はしておりませんが、こち

らのほうではまず現地で確認して、その解体の数量としてそちらを優先したということになります。よろしくをお願いします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 一步譲って木造の平屋の住宅でも、80.32平方メートルなんですよ。先ほど言った家屋というんですか、それも含めると199.69平方メートル、少なくとも法務局に届け出ていたものは、例えば法務局の届け出をずっと見ますと農地がある、それからそれぞれの自宅の土地がある、その上でいろいろ全部分類しているんですね、床面積、それから倉庫だの。

だから、どっちが本当に正しいのか。つまり、この解体申請で行ったとすると、簡単に言うと水増し的な請求になりはしないかと。簡単に言うんですよ、私の認識が間違っているというんだったら別ですけれども。数字の食い違いというのは、私が何ぼ見てもそれしか出てこないんです。図面で179平方メートル、法務局で60.33平方メートル、43.67平方メートルの多くのいわば面積での申請でないのかと、こういうことですよ。それがずっと拾って見ると何件か見受けられるので、その辺の協議会としてどういう調査をしたのか。解体家屋なり、この事例で言うと半壊なんだそうですけれども、どういう調査をしたのか。半壊だとすると、家残っていますよね、そんなに傷まないでね。傷んでいるところもありますけれども、流出ではありませんので、先ほど前段述べたところとは違いますから。その辺の違いがなぜなのかというのをお聞きしているだけの話です。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 繰り返しになりますけれども、登記簿は登記簿として大事な資料として環境課のほうでは使わせていただいて、面積の不一致なりそういったチェックの材料にもなりますけれども、最終的には協議会が現地で行った測量というか、そういった調査の図面に基づいて、そちらを優先させていただいたということでございます。よろしくをお願いします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 食い違い……、それは登記簿は法的にちゃんと届け出をしているわけですから、これは間違いのないと思います。協議会が出したものについてチェックして、それで言ってみればそれを受け取ったということですので、やはりこれはこういったことがずっと見受けられる。特に浦戸のやつで、最近出された資料で見るとそういうふうになっていますので、これはやはり私たちも改めてよくよく目を通して、なぜこういうふうになっているのかというの

は今後一層はっきりさせていかなきゃないと。恐らく、この話は並行線になると想定していますので、まず皆さんにこういうところがこの別冊のところに見受けられるわけですから、それは指摘をしておきたいというふうに思います。

それから、今回（その11）で島民給与の資料が出されたので、関連してお聞きをしたいと思います。実は、5月7日のときに特別委員会の中で島民給与というのは雑収入だという扱いの答弁が、参考人の阿部さんのほうからあったんですね。阿部会計事務所さんから。当時の議事録を見ますと、阿部顧問の答えて「今島民給与、給与という名前はついていません。実際は給与じゃない。東北税理士会のほうにも来ている。それは漁業所得の、簡単に言うと取り扱いで全部雑収入、通常カキ・ノリ業者は事業収入になるんですが、給与じゃない。したがって、雇用保険は当然ながら入るはずはない」ということで、再度確認したら給与かどうかということ、給与の名前を使っているけれども、その給与かどうかわからない。それで、平成24年の2月13日付でこの文書が来た。これは給与に該当しませんということ、恐らく東北税理士会からの通知ではないのかなと思います、この文章を全体をひもときますとね。

実は、ちょっと私もどうなんだろうかと、一応今回出勤簿が出たので、改めて再質問的なものなのですが、7月11日の金曜日の日にその件も含めて議事録を持っていきまして、東北税理士会のほうに行きました、私も初めてね。仙台駅裏のほうにあるんですね。それで、その平成24年の2月13日付の文書について、対応していただいた東北税理士会の事務局の総務課長の清水 浩さんという方は「それは見当たりません」と、こういうお答えだったんですね。「本人に確認するしかない話なんです」と。そうすると、島民給与というのはつまり災害復旧連絡協議会から支払っていたわけですよ。1,300万円ですね、たしかね、大体そのぐらいの額のはず。そのぐらいの金額を支払っていた。そうすると、もう一度この点について、私はそういう通知が来ているんでしたら、私も了解をするところなんです、東北税理士会のほうに行った上でその文書が見当たらない、通知がないと。私、議事録見てもらったんです、その清水さんという方に。向こうはコピーもしましたので、恐らく精査したと思います。精査したんですね。その上で、そういう回答でした。

ですから、島民給与の存在というのは前々から私もずっとやっていたわけですがけれども、結局雑収入ではない、雑収入の扱いではない。やっぱり給与扱い。そうすると、雇用保険なり労災保険を掛けざるを得ない対象。もともとの災害復旧連絡協議会から支払っている島民給与の、つまり出所のお金はどこなのかと、こういう問題に必ずぶつかってくるんです。隣の

税務署のほうにも行きました。「雑収入の扱ってというのは何ですか」ということで話を聞きに行ったら、一般の例えばお店をやっている方が、奥さんが事業主で、専従者で、そういう方に対しての雑収入といったような扱いですよということでの話でした。

しかし、さっき述べたことになるわけですから、これは明らかに島民給与の形態だと。給与としての一形態。東北税理士会は、その通知がないというふうに、その存在が見当たらないということですので、これはひとつそういう問題をはっきりさせておいて。ご回答はいいです、私が行った話の紹介ですから、それ以上のことは余り言いませんけれども、そういう問題があるということは一言言っておいて、私のほうからの確認の意味での質疑にさせていただきます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私のほうから、2回目の質問をさせていただきます。

午前中に混合スクラップについて質問させていただいたんですが、午後に菊地委員が混合スクラップについて質問しました。そして、その回答を菊池課長さんが、先ほど資料（その6）でしたっけを使って説明されたんですが、あれは「私に対する説明なのかな」なんて思ったりして、今再度そのことについてちょっと質問させていただきます。

あれを、ちょっと簡単にもう一度説明していただけますか。いわゆる先ほどの説明だと、トラックで青南商事さんに持っていくと、目視で「これ何キログラム」とかって出して、それがいわゆる金属スクラップの集計表、ただここにポンと行っているという、そういう解釈でよろしいんですか。そこを説明お願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 先ほど、（その10）の25ページでちょっとお話し申し上げたかと思えます。これは、連絡協議会が越の浦からリサイクル工場のほうに持ち込んで、その場で計量していただける検収書ということでございます。ここに、25ページですと2012年の4月4日、あと車番につきましてはこれは登録されているということで、これは車全体の総重量が1万5,560キログラム、11時16分に入って11時23分に荷おろしが終了して、もう1回台貫に載って1万1,450キログラムということで、ここでその差ということでその下に正味ということで、7分というのはこの積みおろしにかかった時間でしょうけれども、あと4,110キログラムと。さらに下に内訳がございまして、「斜切」とか「級外A2」ということで、これはこれまでもご説明しておりますとおりスクラップのそれぞれのグレード、ランクということでそ

それぞれの工場が引き取りをするときの目安というか、そういったことになっております。

ここで、4,110キログラムですけれども、そのうちの20%が820キログラム「斜切SA」、
「級外A2」が60%で2,470キログラムということで、これはまずキロ数よりもこのパーセン
ト、ここで目視をリサイクル工場さんのほうでして、混合スクラップなんだけれどもこちら
はこのランクで、こちらはこの「級外A2」でということでこの検収書を作成して、その場
で帰るときによこされる検収書ということになります。

下に「土砂D」ってちなみに書いていますけれども、これはいわゆる「D」というのはダス
トということ。ダスト、くずですね。ということで、やはりいろいろスクラップに付着して
いたり、そういったものもこのくらいあるよねということで、その分はスクラップの中には
入れませんで、金額の中にはこれも入ってこないというようなことをございます。申し上げ
とおり、その場で搬入したときにいただける検収書でございますので、先ほども申し上げた
とおり青南商事さんが最終的に塩竈の混合スクラップをこのように分別整理したという成果
としての資料ではないということ、改めてお話ししたいと思います。よろしくお願いま
す。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、流れを確認しますと、スクラップ置場から車に載せて青南商事さん
に行くと。その段階で重量をはかると。そして、おろした後の重量もはかると。そうすると正
味のいわゆる積んできた量がわかると。その中で、あとはものについては目視で、「これが
何ぼ」「この種類が何ぼくらいあるよ」「何%あるよ」「これが何%あるよ」と、そういう
振り分けでいいわけですか。残ったこれ、どうにも振り分けもできないようなこれは「くず
だろう」という、それが「土砂D」になっていると。そういう解釈でよろしいんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 そのとおりでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 これを1台1台こなして、それを全部集計したのがいわゆるここの中の資料の6の
金属スクラップなどの種別集計表ということになるわけですか、よろしいですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 その6の種別集計表ということでお出ししている一覧があったか
と思います。それは、この検収書を全部そちらのほうにまとめたということで、そういうこと

で間違いありません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、1台1台の集計がここに月ごとみんな入ってきて、総数で何月は、例えば23年9月はこれこれだと。それが全部集計されたやつがこれだという解釈になると思うんですね、今の話ですとね。そして、なぜ例えばだよ、これは多分解体してもう鉄やらアルミやらよくわからない、ごそつと持って行って、何だこの分けもしない、選別もしないという段階だったら、これはちょっとあり得るなという説得力は若干あるかなというふうに私は思うんだけど。

前半きょう午前中にも話したように、分けないと受け入れてくれなかったということがあるし、写真まで撮ってある。ほとんどはそうしたと思うんですよ。私も近所の解体屋を見ていたら、全部そうでした。屋根瓦をおろしたり、何度も話しますけれどもサッシだけ外すと。あとは、家庭内の配線があるやつもみんな外して、これ配線をそのまま持っていきませんよ。全部周りの被覆、あれ剥いていきますよ。ですから、特別放り投げて何カ月もたてば別ですけども、ギンギラギンに光っていますよ、銅色。それを、このいわゆる本当に壊してそのままのやつをどんと持っていくんだしたら、これで意外と出てこないかなというところもあるかもしれない。でも、アルミサッシやら何やらは誰が見たってわかりますよ。鉄骨とアルミサッシの枠と、銅と、わかりますよ、誰だって。それがここに載っかってこないということは、いわゆるそういったものをもう最初から種別の中に入れていなかったんじゃないのかなという。ここで言うと先ほど鉄くずやら何やらに相当する「土砂のD」でしたっけか、何か「土砂D」……。 （「ダストだね」の声あり） いや、ダストって言っていましたけれども、この項目では「土砂のD」。これは、そういったアルミサッシやら何やら、全部この「土砂のD」としてくれてやったのとは違うのかなという、僕はこれを見てそういうふうに思うんですけれども。菊池課長は、実際にこれを青南商事に入庫するというか、持って行く現場を見えていますか。そういう説明でしたけれども、今説明のとおり、見たとおり言っているんですか。見ましたか、そこをちょっと教えてください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 私は、震災当時特別な部署におりましたので、こちらのリサイクル工場の所在というか内容はわかっておりましたけれども、こういった検収の中身については現場で確認はしておりません。したがって、繰り返しになりますが私も内容がそういった

現場の実態、その当時の実態をこちらでも調査するため、こちらの工場のほうにお伺いして、その当時の状況とかいろいろ聞いて、このような形で検収させていただいています。そのときに、「アルミや銅も混合スクラップの中にはあったでしょうけれども、こういう表記はさせていただきますいておりません」ということでお話をいただいて、きょうこのような形で回答させていただきます。よろしくお祈いします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、今まで答えてきて私にも菊池委員にも説明しましたよ。全然説得力ないですよ、見ていないんですから。いわゆる「百聞は一見にしかず」ですよ、そんな一回も見てもない人が説明して、本当のごとく説明していること自体がおかしいんじゃないのど私は思うんですよ、これは。私はそう思いますよ。そんな意味では、やはり当時の担当されていた人、係長かそういった人たちにやっぱり参考人として来てもらう必要がありますよ。あとは、どうしてもと言うのであれば、その当時の課長とか、そういうふうに私は思います、今の話聞いて。多分、皆さんもそう思いません。全部自分の見たこともない、ちょっと聞いてきた話をここでそれらしくただ説明している、それで説得力ないですよ、そんな。

普通、菊池課長も考えてみてくださいよ。現場にそれを持っていった場合、みんな分かれてるんですよ、そのアルミサッシやら何やら。そいつあそこ、集積所じゃなくて何でしたっけ、スクラップ置場、仮置場。あそこでみんな混ぜるんです、こうやってわざわざ。ブレンドするんですか。そんなのはあり得ませんよ。ですから、もう一目でわかりますよ。これはアルミ、これは鉄骨、これはステンレス、全部わかるはずですよ。それ、「ここで、ここで、こういう区分けをしている」というのが、一番最初のわかんないよ、これ。青南商事さんとのやりとり、ないしはリサイクル会さんとのやりとり、どっちかわかんないよ。そこでもう「こういう仕分けをしましょう」ということで、もう決まったんじゃないのかな。だから、そういう「金目のものはいいや、俺やるから」というような感じで、もう処理したんじゃないの「これ国のお金だから、いいや」なんて。そういうふうに私は勘繰りますよね、今の説明を聞くと。

そして、また続きがあるんですけども（その6）、先ほどの金属スクラップの種別集計表、これをずっとひもといていくと、ずっと見ていくと、平成25年3月、つまり平成24年度、この資料の特別委員会の6月10日開催のこの資料、これとこの資料（その6）、これと最終的に合うんですけども、最終的に処理した数量は幾らですか。この資料によると9,338トン、

約9,300トンというふうになっていますが、最終的な処理量は幾らですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 少々お待ちください。

まず、全体のスクラップの協議会が取り扱ったといたしますか、その有価物の数量については9,338トンで間違いございません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 あのころちょっと特別委員会の2回目か3回目で、いろいろ質問が有価物について出ました。あのときは、協議会もうこれで終わりなんですよ、ここから。残ったものはどうするのという質問をしてくれた委員がいました。そのときに、残っているのは中倉とどこだか残っているんだよと、それを心配してくれた委員さんがいたんですけれども、名前も僕は知っているんですけれども、残りの処理した数量は何トンあったんですか、あれから。残っていたはずです、あのとき。残っていて、その数量とプラスした量、この協議会が25年度まで処理した9,338トンと、後から処理した数量が幾つなのか。そして、両方合わせた数量が幾つなのか、ちょっと教えていただけますか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 前に委員会で、確かにそういう質問がございました。未処理瓦れきがまだ25年度残っているということで、そういったところで中倉に最後に残された瓦れきがあるということでお話し申し上げたところでございます。その中で説明申し上げたのは、県にお願いしている分で、県が二次仮置場の担当ということでしたけれども、県がその二次仮置場の前処理作業ということで中倉のほうに入って、いろいろ作業をしているのは委員の皆様も現場で確認されてご承知かと思います。さらに、そういった中で出たスクラップ、あとは25年の未処理瓦れきがありましたので、そちらの中から、これも県にお願いしたわけがございましたけれども、そういったスクラップとして25年度で218トン、県のほうのまだ暫定値ということはありませんけれども、一応報告いただいているのは218トンということでございます。9,338トンと合わせまして、市全体の今現在の処理量、スクラップ・金属類の処理量としては9,556トンということでございます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 24年9月7日のこの廃棄物処理事業についての報告があるんですね、これは24年7月末現在の資料ですけれども、ここで総数量が中倉、越の浦、浦戸、その他もあるんですけ

れども、その他もこの部分では金属スクラップは一切掲載されていないので、中倉、越の浦、浦戸だけだと思うんですけども、その中で総数量、搬入数が1万7,200トンの報告があるわけですよ。そうするとトータルで9,556トン、ということは引き算すると8,000トンくらいないんだわね。この金属スクラップの量、これ表示されている量と明示される。9千何ぼ、俺足し算忘れちゃったな、今、8,000トンはどこに行ったんだべね、これね。ここまで処理していた連絡協議会ですか、これどうかしたのかなという、この数量の差はどうして出てくるのかなと。

私は、今の未処理の部分が結構あって、そうするとこれに近づくのかなというふうに思っていたんですけども、1万7,200トンにね。ほど遠い数量ですよ、これ。218トンだけなんですか、県に委託したのは。218トンといたら、ほんの微々たる量じゃない、この全体量からいったら。それだけ残して協議会で解散しちゃった、終わらせたというのは、これどういうことですか、この200トンばかりのやつを。ちょっと不思議ですよ、もっとあるんだったらわかるよ。後から県に委託して、どうのこうのって。こればかりのやつを、もう本当はやらなくてないし、何ぼ何だって3月31日まででやって解散ということもおかしい話で。こればかりの数量だよ、ごっそりある量だったら、そこで認めて、あとは県に委託しようというんだったらわかるけれども、200トンばかりだよ、処理。218トンね。そのためにわざわざ解散させて、県に委託する。これはどういう、何で3月31日で解散させて、こういうことをしてきたんですかね。何か理由あるのと違いますか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 もう既に解散の経緯については、この委員会で何度もご説明させていただいておりますよね。そのことはそのことをご理解いただきたいと思います。

それから、今の中倉に残った部分については、もちろん我々も協議会に「この部分を処理して解散をしていただきたい」というお話をさせていただきました。しかしながら、我々の思いはかなえられなかったわけでありますので、7千何立法メートルの残った瓦れき類を県のほうに一括委託をさせていただき、その中から先ほど担当課長がご報告をさせていただきましたとおりの二百数十トンの金属類があったということ、ご説明をさせていただいているところがございますので、ぜひご理解をお願い申し上げます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、私は理解できないなと。まあ、解散についてはそういうことでしょう。でも

何なんだろうなという。そしてちょっとこの資料は、25年の6月10日付のこの資料です。これを見ますと毎月、先ほどの問題になっているこっちの資料を見ると、中倉には24年7月末現在で残っているのが3,300トン、3,300トン残っているんですよ、この数字3,300だよ。中倉、金属、これ金属スクラップだよ、金属スクラップね。

そしてこの資料、今度は先ほど言った6月10日付のを見ていくと、毎月どのくらい処理しているかという、500トン前後ですよ。ちょっと3月末になると、これはやめる気だからわからないけれども、200何トンって落っこちているけれども、500トン前後のやつを処理しているんですよ、500トン近くのやつを。これ多いところで、その前では800何トンってやっているんだけれども、この7月以降、これ7月現在だから、この左側の資料ね。そうすると、ここからずっと平たく平均すると、400トンから500トン処理している計算なんだね。そうするとこれ何ぼだべ、1, 2, 3, 4, 5, 6, 7、七・五・三十五で、引いたってこの218トンね、俺この数字っておかしいなって218トンしかなかったというのは。ないしは、どこか消えたのと違います、この数量こんなに違うのは。

最終的には9,000トン、8,000トンでしたっけ、7,600トン減っているわけですよ、これ。どう捉えればいいのか。これは、管理していたどの業者なのか、協議会なのか、その責任だと思いますよ。それを発注していた市の責任でもあると思いますよ。だって、これは国に返さなくてないものなんでしょう、これ。どうせ返すんだから、俺の懐傷めるんじゃないからいいやっていって、もう適当にやったのかなというふうに私は考えたりもするんだけれどもね、根性悪い考えだけれども。どう捉えたらいいのか、ちょっと私も納得できるような回答をお願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 以前のスクラップの量につきましては、これまでも大変恐縮ですけれどもなかなか計量しないまま入っているということで、推計値ということでご説明申し上げているところでございます。なお、県のほうでもそういった空撮とかいろいろなボリューム換算をして出しておりますけれども、スクラップに限らずその他の瓦れきについても一様に当時の推定値よりは実質の処理量は下がってきておるということで、スクラップについてもあの当時ではそのような量で推定させていただきましたけれども、このような形で実質9,500トンくらいの処理ということで、最終確定ということで認識しております。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 まあね、皆さん優秀な人たちが管理しているんですから間違いないと思うんだけど、普通見たらそれなりの仕事やっている人はそれなりの目利きで、もう見ただけで何キログラムくらいかわかりますよ、大体。これは家建てるんだって何するんだって、コンクリートこのくらいであれだったら、何立法メートル必要だとかというのは、ミキサー車何台だとかって、すぐ出すんです。もう目貫でわかりますよ、みんな。そういった人たち、優秀な人たちが見たあれで4割、極端な話が半分になっちゃうんですか。それ、ちょっと不思議でならないなっていう、私はそういう思いなんですけれども。

これは、やっぱり明らかにその管理している中で、先ほど私はアルミと銅、それからステンレスもあるんですよ。ステンレスは島関係で、この間来た参考人は「ノリの製造装置があるから、ステンレスあったんだ」というようなことを言ったけれども、桂島というか島関係でステンレスが全然出てなくて、それで内地というか本土側であるということで、おかしいですよ。ステンレスなんかはもう少々のことではさびないので、それで の系のステンレスで、そんな海水くらいで、ちょっと部分的な選択腐食はあるものの、全体がさび色になるとかっていうのはないんですよ、私は腐食に関しての仕事をずっとやってきたのであれですけれども。

それが、あれだって例えば積んできたらずぐわかるはずですよ、ステンレスは。「あれはステンレスだ」って。何でそれがここに、項目に載っかってこないんですか、これ。どう見ても不思議ですよ。そういう内定を結んでいるとか、そういうあれで進んでいるのとは違うのかなと、そういうふうには勘繰りますよ、だって。何でこんな40%も違うんですか。それはちょっと私はどうしても、全然知らない人が、小学生か何かが見てぱっと割り出して「数量、これ何ぼなの」って、これなぞなぞでもやって解くんだったら別として、本職の人たちがやっていて、そんな40%以上の差が生ずるなんていうのは考えられませんよ。これは、管理していたところが悪くて、管理で何かあるんじゃないのかなという、そういう思いがあります。これは回答求めたって、先ほど言ったようなことでしょうけれども。じゃあ、ちょっと回答をお願いします。

○佐藤市長 当初に、瓦れき類の発生量をどうやって求めたかということについては、議会の皆様方にご説明させていただきました。空撮写真から推計して、県のほうにおいては30数万立法メートルの土砂があるということで初め予算計上しました。その後精査していく段階でど

んどん量が減ってきて、予算も数十億円単位で減らしたというときに、なぜこんなにお金が落ちるのかというご質問をいただき、「これこれ、こういうことで、あの混乱の中では正確な数字を把握することは困難だったんで、空撮写真に基づいて、その中の全体量の中で金属の割合が何%ですと、そういう出し方をさせていただきましたので」ということは、るるご説明をさせていただいてまいりました。

その後、この9,000トンについては詳細な数字を出ささせていただきながら議論をさせていただいたつもりであります。残った7,000立法メートルの処分については、受け手がいなかったということでは我々は県にお願いし、二百数十トンの有価物が概略発生しそうだという、今大まかな見込みを示していただいているところでもありますので、それを今担当課長のほうからご報告をさせていただいているところでもありますので、これらの経過についてもぜひご理解をいただきながら、あとは我々のほうでも数字の変動についてはなお改めて精査をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 若干繰り返しになるんですけども、この6月10日現在の数量は、いわゆるこっちから持ってきていると。先ほど青南商事さんでトラック1台1台を受け入れ、さらに計量して、そして割り出した表だと。その表がここにずっとスライドしているわけです。ですから、これはあそこに入った数量としては間違いはないんでしょうと、これは信頼性は置けるなと思います。

午前中の質問で、「私たちはきちんと管理していました」と言うけれども、私たちが平成何年だっけ、この特別委員会ができた年かな、あのとき環境課に行っているいろいろ聞いたら、「数量の把握は台貫も何もかけていないし、何トン車何台で何ぼ、何ぼってやっていました」っていう、そういう話もありました。ですから、私は正確にそんな把握していたとは思えないんですよ。ただ、あそこを入れていく段階の数量だったらそうなんだけれども、トラックを見ての。実際は、仮置場に置いたときに「これは何々」「これは何々」ってこうある程度置きますよね。そうすると、「この山はどのくらいある」というのはすぐ想定つくわけです。それで割り出したのが、この数量と私は思うんですよ、このこっち側の数量。先ほど24年9月7日の数量。だから、これはこれでそれなりの信憑性のある数値だなと、私は思うんです。

そんな中、去年・おととの協議会で、元議長という怒るんで、前議長の嶺岸氏が発言さ

れた協議会で、あそこで「こうだ」「こうだ」という話が出てくるわけですよ。それが、もしかすると仮置場の中でもそういうことが発生したんじゃないかなという、そういうところにつながってくるわけですよ、自然と。普通の人考えたらそうですよ。流れを、家で解体したやつを持っていった。あそこでこういうふうに分けをしている。そこから持って行って、青南商事でこうだと。絶対減っていますよ、これは誰が考えても。

というわけで、そういうことを言わせてもらって、私の質問は時間ですので終わります。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今委員から、越の浦の仮置場のことについて「途中から抜けていったんじゃないのか」というようなご質問でありましたが、先ほど来トラックで搬入しています。トラックの台数で、確かに記帳されております。そのために、入口に社員を配置いたしまして、出入りについては一つ一つチェックされます。私もこの格好で行ったら、「入らないでください」って入口でとめられたことがありました。ヘルメットを着用し、作業着を着なければ入れない。なおかつ、夜には施錠して帰っていただきますし、ごらんいただいたとおり3メートルから4メートルのフェンスを回しているわけでありますので、そういった管理はしっかりとやっておりますし、私もそこは何度も足を運んでおります。

先ほど、うちの職員に「現場を見たのか」と、私は現場を見ています。スクラップは、もう1カ所にまとめて置いてありました。分別はされておりました。同じことを、先日の参考人のときにある社長が申しておったかと思いますが、スクラップについては極めて限られた空間でありましたので、例えば鉄筋でありますとかその他のものも一括して置いてありましたこと、私は自分の目で確認してまいりました。それらを搬入するときには、確かにトラックスケールにはかけておりませんが、搬入先の金属処理業者のところのトラックスケールで、先ほど担当課長説明しましたように入っていくときにはかけて、荷物をおろしてからまたはかけて、その差額分がスクラップ分の重量として管理をさせていただいていましたということでございますので。再度の説明で恐縮であります、よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。

委員各位に申し上げます。付議事件2. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について、資料の追加要求がありましたら、ご発言願います。伊勢委員。

○伊勢委員 資料請求です。1点目は、今回平成24年の1月1日から1月31日まで3島の出勤簿が出ましたが、これぜひ平成23年の7月から平成24年の9月分まで、全部出してください。

それから、浦戸の関係で先ほどから議論されていますので、174件、つまり今まで協議会で55件とか東華建設が33件とか東北重機が14件とか、今回のくっつけた分ですね。浦戸の関係での前段資料が出ました。そうすると、全部で174件だと思います。それらについて、請負金額出ているところもありますのでダブって申しわけないんですけども、少なくとも請負金額、それから罹災証明書、それから法務局あるいは固定資産の面積の関係での表記、解体面積、これは請負った協議会だということになりますが、その辺を全部整理していただいて今回出された一覧表にそれらをつけ加えさせてもらって、出してください。

それから、先ほど述べた浦戸の解体の関係で、流出したところについて私午前中触れました。したがって先ほど、浦戸の関係で直近の資料でいいますと今度の別冊ですね、浦戸の被災地区建物解体の運搬支援事業の委託関係の附属資料という、ちょっとえらく長いんですが、その別冊の関係で前段午前中質疑をしましたので、それらも含めまして、その中で流出したやつで瓦れき解体処理に回したものについてどうなっているのかということでの確認をさせていただくので、そこら辺も含めて整理をよろしくお願ひしたいと。

それから、島民給与にかかわって労務設計単価表というのが宮城県の土木のほうで、県土木部にあります。それから、公共事業の設計労務単価表というのが製本になって、その私コピーももらいましたけれども、改めてその単価、こういった公共工事における単価表について、2つ出していただければというふうに思います。

それから、瓦れき処理の関係で危険建物解体で出た金属の関係で、私も1回前回の5月7日の日の質疑でしたが、平成23年度越の浦ですか、一次管理労務報告書で有価物の処理について実績報告書というのが塩竈市にあると思います。それらについての写しを出していただければというふうに思います。

○志賀委員長 今の大丈夫ですか、確認は。

では、小野絹子委員。

○小野（絹）委員 先ほど質疑の中でもお願ひしていましたが、浦戸諸島の一次仮置場の関係、それから瓦れき処理の関係、それから危険解体の関係ですね。13億円何がしをそれぞれ分類をして出していただきたいと、それぞれ業者ごとにね。よろしくお願ひします。

○志賀委員長 ほかにございませぬか。菊地委員。

○菊地委員 うちのほうの市民クラブでは、解体に関するもので浦戸の東華さんと東北重機さんが協議会に出した請求書、いわゆる解体したやつの請求書を出していただきたいと思いま

す。それが1点。

あともう1点は、先ほど質疑しておりましたもし解体される前と解体後の写真がおありのようですので、それを出していただきたいと思います。以上でございます。

○志賀委員長 じゃあ、当局のほうで確認をお願いします。内形副市長。

○内形副市長 資料要求に件につきましてお答え申し上げます。

まず、伊勢委員のほうから4点にわたる要求ございました。まず1点目につきまして、浦戸の出勤状況については既にもう提出しているかと思っておりますので、改めて後ほど確認させていただきたいと思っております。

あと、2番目の174件解体しておりますので、特にほかの72件につきましては解体申請等にかかわる諸資料等につきまして提出させていただきます。

3番目の流出した60件の瓦れき処理に回した部分についての詳細資料ということでございます。これらにつきましても、提出させていただきたいと思っております。また、労務設計単価表ということで県あるいは国、それぞれいつの時点なのかちょっと……、最近、喫緊のものでよろしいんですか。それとも、例えば24年度当時とか。これは改めて打ち合わせて、こちらで用意して提出させていただきます。

あと、有価物の処理の実績報告書ということでございます。これらにつきましても、提出させていただきます。

あと、小野絹子委員のほうから浦戸の瓦れき処理、家屋解体等々の処理経費等について、内訳を出していただきたいということでございます。これにつきましても、ちょっと我々のほうで提出させていただきます。

あと、菊地委員のほうから浦戸の解体に係る案件、2件ございました。1つ目は、浦戸関係の請求書関係、2社の請求書関係、これらについて精査をしたものということでございます。でき得る限り整理させていただきます。

また、2番目の写真等についての実績の部分、あるならば出してくれと、我々これの分についてもある部分については提出させていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、これらの資料等につきましては調製整次次第、特別調査委員長と相談をしながら提出時期については決定させていただきたいと思っております。私のほうから、以上であります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 確認です。私のほうで、越の浦の関係で一次管理業務報告書で有価物の実績報告書

というのが市の環境課にありますので、それについてちょっともう1回確認だけ。

○志賀委員長 今マイクちょっと入っていなかったんで、もう一回お願いします。

○伊勢委員 平成23年度の越の浦の一次管理業務報告書で有価物の処理の一覧表があるんですね、実績報告書。平成25年の1月10日から平成25年の2月8日までの、私あっちのほうの清掃工場のほうの事務所で見ましたので、前回の特別委員会のために質疑だけにとどめたので、改めて資料請求をしたいと。協議会のほうでも有価物の報告が出ていますので、なお確認の上で出していただければということです。

○志賀委員長 お諮りいたします。

じゃあ出勤証明書と、あと解体家屋のじゃなくて今のやつね。じゃあ当局のほう、大丈夫ですか。確認しなくていいですか。内形副市長。

○内形副市長 今伊勢委員のほうからお話をいただいた資料等につきましては、あるものについてはしっかりと出させていただきます。なお、ちょっといろいろ意見食い違う部分があるし、既に出している部分の資料もあるはずですので、なお確認した上で未提出であるならば提出させていただきます。以上であります。

○志賀委員長 お諮りいたします。資料についてはただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたします。

次に、委員各位より発言がありましたが、次回の委員会で参考人を招致することについて、委員の皆様のご発言がありましたらお願いいたします。伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど菊地委員やらあるいは鎌田委員の質疑にもありましたが、前環境課の課長さんですね、あるいは元環境課長というんですか、村上氏と澤田氏の参考人招致をよろしくお願いします。

○志賀委員長 名前は後からということですね。

○伊勢委員 そういうことで、よろしくお願いします。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご発言がなければ、参考人招致を行うことについてお諮りいたします。

次回の本特別委員会の際、参考人招致を行うことについて賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立8名、同数です。

可否同数であります。よって、委員会条例第16条第1項の規定により、委員長が本案に対する可決を裁決いたします。委員長は、参考人招致を行うことについて、参考人招致を行うことと採決いたします。よって、次回の特別委員会において参考人招致を行うことについては、参考人招致を行うことと決しました。

次に、次回の本委員会に招致する参考人について、委員の皆様のご発言がありましたらお願いいたします。なお、招致の理由も詳しく述べていただくようお願いいたします。

伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど述べましたように、村上前課長、それから元環境課長の澤田氏の兩名について参考人招致をお願いします。

特に、理由については先ほど当時の関係で、危険建物解体、浦戸のさまざまなくつついているやつとか、あるいはそのほかの流出した件などについて、前段の質疑にございましたので、それらも含めまして確認をさせていただきたいという意味での参考人招致です。

○志賀委員長 ほかにご発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ただいまご発言がありましたが、次回招致を行う参考人は前環境課長の村上課長、それからその前の課長をやられていました元澤田課長のお二方を、参考人として本会に招致をいたしたいと思います。

次回の本特別委員会に招致する参考人についてお諮りいたします。

招致する参考人は、ただいま申し上げましたとおり前環境課長の村上さん、それから元環境課長の澤田さん、このお二方を参考人とすることについて、賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第16条第1項の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決します。委員長は、参考人招致を行うことについて可決を裁決します。まず前環境課長の村上さん、それから元環境課長の澤田さん、お二方を招致することに決定いたしました。

なお、参考人に対する質問事項の詳細については、後ほど会派から提出していただくこととし、その内容の精査については正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ほかに発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 以上で本日の会議は終了いたします。ご苦労さまでした。

午後 3時02分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利